

第197回埼玉県都市計画審議会

平成18年7月20日午後1時30分開会

場所 浦和東武ホテル 3階飛鳥東の間

○事務局 定刻となりましたので、ただいまより第197回埼玉県都市計画審議会を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、資料の御確認をお願いしたいと存じます。本日の資料は、事前にお配りをしております「配付資料一覧表」、それから「委員名簿」、「議案概要一覧表」、それから「議案書」、それから「別添1」、それから「別添の2」、それから「資料」、続きまして「参考資料1」、「参考資料2」、「参考資料3」、「参考資料4」、「参考資料5」、「参考資料6」でございます。それから、本日お配りさせていただいておりますものが、「次第」、それから「座席表」、それから「案件資料」、そして本日現在の「委員名簿」をお配りさせていただいております。

恐れ入りますが、委員名簿につきましては、事前に配付させていただきましたものと差しかえをお願いしたいと存じます。資料の不足等ございましたら、お申し出をいただければと存じます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局 また、本会議は原則公開でございますので、意見書の写しとなります別添の1及び別添の2、それから参考資料の2、それから案件資料でございます個人情報に関する部分につきまして黒塗りとさせていただきます。

それでは、ここで新たに御就任いただきました委員の皆様を御紹介申し上げます。

埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第2号に規定しております関係行政機関の委員として御就任をいただきました関東地方整備局長の中島威夫様でございます。

○中島委員（代理人） 代理で出席させてもらっております北首都国道事務所副所長の菅野でございます。

○事務局 ありがとうございます。

次に、審議会条例第2条第1項第4号に規定しております県議会議員の委員として今回御就任をいただきました皆様を名簿の順に御紹介申し上げます。小菅健夫様でございます。

○小菅委員 よろしく申し上げます。

○事務局 宮崎栄治郎様でございます。

○宮崎委員 よろしく申し上げます。

○事務局 近藤善則様でございます。

○近藤委員 よろしく申し上げます。

○事務局 大山忍様でございます。

○大山委員 よろしくどうぞお願いします。

○事務局 神谷裕之様でございます。

○神谷委員 よろしくお願いします。

○事務局 塩野正行様でございます。

○塩野委員 よろしくお願いします。

○事務局 高橋努様でございます。

○高橋委員 どうぞよろしくお願いします。

○事務局 次に、審議会条例第2条第1項第5号に規定しております市町村議会の議長を代表する委員として御就任いただきました川口市議会議長の立石泰広様でございます。

○立石委員 よろしくお願いします。

○事務局 なお、本日御欠席でございますが、小川町議会議長関口修様にも御就任をいただいております。

また、継続して御就任していただいている委員の皆様には引き続きよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、今年度最初の都市計画審議会でございますので、幹事として出席しております都市整備部の幹部職員を御紹介させていただきます。

初めに、田中都市整備部長でございます。

○幹事（都市整備部長） よろしくお願いいたします。

○事務局 次に、柴田都市整備部副部長でございます。

○幹事（都市整備部副部長） よろしくお願いします。

○事務局 同じく吉村副部長でございます。

○幹事（都市整備部副部長） よろしくお願いいたします。

○事務局 そして、大石都市整備部参事兼県土づくり企画室長でございます。

○幹事（都市整備部参事兼県土づくり企画室長） よろしくお願いします。

○事務局 ここで幹事を代表いたしまして、田中都市整備部長からごあいさつを申し上げます。

○幹事（都市整備部長） 埼玉県都市整備部長の田中でございます。今年度初めての都市計画審議会でございますので、一言ごあいさつをさせていただきます。

土井会長を初め都市計画審議会委員の皆様方におかれましては、日ごろから埼玉県の都市計画行政の推進に御支援、御協力を賜り、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

本県は、人口700万人の豊富な人材資源、多彩な企業や店舗の集積、道路や鉄道等による交通網の充実など高いポテンシャルを持っております。一方で、人口減少、超高齢社会の時代に入っており、今後の都市計画のあり方が大変重要なポイントとなっております。

このような中、本県といたしましては安心、安全を基本とし、都市の魅力と田園の魅力が両立す

るゆとりとチャンスにあふれた埼玉づくりを目指すために、現在「新たな5か年計画」の策定を進めております。また、当審議会におきましても都市をめぐる社会状況の変化を踏まえまして、「時代の潮流を見据えた今後の埼玉の都市計画のあり方」について専門部会で検討していただいているところでございます。

さて、埼玉県都市計画審議会は、昭和44年に設置された歴史と権威のある審議会でございます。昨年度までに約4,700件の都市計画に関する議案の調査審議をいただいております。おかげをもちまして県内各地域における都市計画、まちづくりが順調に進捗してきたところでございます。今後とも時代の要請に応じた新たな都市計画行政を適切に推進するため、審議会の円滑な運営に努めてまいり所存でございます。委員の皆様には今年度も引き続き御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、会議の進行に戻らせていただきます。

ここで、委員の出席状況につきまして御報告を申し上げます。ただいま15名の委員の方に御出席をいただいております。したがって、審議会条例第5条第2項の規定による定足数に達しておりますので、本審議会は成立しましたことを御報告申し上げます。

それでは、これより審議会条例第5条第1項の規定により土井会長に議長になっていただき、議事の進行をお願いしたいと存じます。

土井会長、よろしくお願いいたします。

○議長（土井） 本審議会の会長を務めさせていただきます土井でございます。本日は、委員の皆様方には大変御多忙のところお集まりいただきありがとうございます。皆様の御協力をいただき、審議を慎重かつ効率的に進めてまいりたいと存じますので、御協力の方よろしくお願いいたします。

まず、会議録の署名委員でございますが、埼玉県都市計画審議会運営規則第5条第2項の規定により、私から指名させていただきます。田中委員さん、小菅委員さんのお2人をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

まず、審議に入ります前に、当都市計画審議会及び私、会長あてに要望書が提出されておりますので、その取り扱いについて事務局から御説明を願います。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の高沢でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、御説明いたします。本日の議案につきましては、議第4711号「富士見都市計画における産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきまして、当審議会及び会長あてに要望書が提出されております。この要望書につきましては、通常の都市計画案に対して提出される意見書とは異なるものでございます。当審議会におきまして過去の取り扱い例を申し上げますと2通りございます。一つは、要望書の提出があった旨の報告のみを行った場合、二つ目は、要望書の写しを配付して報告し

た場合がございます。当審議会におきまして、審議案件の参考資料として必要があるという御判断であれば、要望書の写しをこの場で委員の皆様にお配りすることも可能でございます。

以上でございます。

○議長（土井） ただいま事務局から要望書の取り扱いについて御説明がありましたが、委員の皆様方の御意見を伺いたいと思います。

はい、どうぞ。

○神谷委員 中身はどういう、中身、概要を大体お話ししてもらわないと。それによっては皆さんに参考に見てもらった方がいいかなというふうに思います。

○議長（土井） ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○高橋委員 同じ意見なのですが、要望書をお配りいただいて、その概要を御説明をいただいた後、順にその該当するところの審議をいたすべきと思います。

○議長（土井） ほかにいかがでしょうか。

今お2人の委員から御意見がありましたが、写しを配付して少し御説明をいただくということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、そういうふうに。

○幹事（都市計画課長） それでは、お時間をいただきまして、配付をさせていただきたいと存じます。

〔資料配付〕

○議長（土井） 行き渡りましたようですので、御説明をお願いいたします。

どうぞ。

○幹事（都市計画課長） 御説明をさせていただきたいと思います。

○高橋委員 これ1件ですか。4月16日付の1件ですが、何件今いただいたのでしょうか。

○幹事（都市計画課長） それでは、審議会及び会長あてに提出されました要望書につきまして、ただいまお配りさせていただきました資料でございますが、まず左上にございます要望書1というふうに書いてございます。これにつきましては、1,253名の方から三芳町の産業廃棄物処理施設の新規拡張に反対する署名でございます。それから、恐れ入りますが1ページめくっていただきまして、要望書2というのが左肩に書いてございます。これは3名の方から富士見都市計画におきます産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての審議に当たっての要望書でございます。それから、要望書、次は3でございます。埼玉西部土と水と空気を守る会から産業廃棄物処理施設の51条ただし書き許可審議に当たっての要望書が2通ございます。それから、要望書4でございますが、三芳の緑を守る会から産業廃棄物処理施設の拡張計画を不許可となるよう願う旨の文書でございます。それから、

要望書5は、三富江戸農法の会から廃棄物処理業許可計画書等に関する意見書が提出されております。御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（土井） ただいま事務局から要望書の紹介と報告をいただきました。

次に、この審議会は原則公開ということとなっておりますので、その取り扱いについて、事務局の方から御説明願います。

○幹事（都市計画課長） それでは、本審議会の公開、非公開の取り扱いにつきまして改めて御説明をさせていただきますと存じます。

本審議会は、埼玉県都市計画審議会の公開に関する取り扱い要綱に基づき、原則公開となっております。しかし、取り扱う情報に個人に関する情報が含まれる場合などは非公開とすることができるとなっております。また、公開、非公開の決定方法は、会長が非公開とすべきと認めるとき、または委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、出席した委員の過半数をもって、会議の一部または全部を非公開とすることができることとなっております。

以上でございます。

○議長（土井） ただいま事務局から埼玉県都市計画審議会の公開及び非公開に関する取り扱いの説明がありました。私といたしましては、本日は非公開にすべきと思う案件はございません。委員の皆様はいかがででしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、特に異議がないようですので、本日は公開で進めさせていただきます。

傍聴者がおいでになるようですので、入場していただきたいと思っております。

どうぞ。

〔傍聴者入場〕

○議長（土井） 議事に入ります前に、ただいま御入場いただいた傍聴者に傍聴上の御注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りしました傍聴要領をよく読んで、遵守していただきたいと存じます。また、傍聴要領に反する行為をした場合には退場していただきます。どうかよろしく願いいたします。新聞記者がいらっしゃるようです。ただいまより写真撮影などございましたら、許可いたします。

それでは、ただいまより第197回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日はお手元の次第にありますとおり、議第4693号「鴻巣都市計画区域及び吹上都市計画区域の変更について」など19議案、その他の案件が1議案、合わせて20議案について御審議いただきます。

それでは、議第4693号「鴻巣都市計画区域及び吹上都市計画区域の変更について」から議第4700号「熊谷都市計画、行田都市計画、鴻巣都市計画、北本都市計画及び桶川都市計画下水道の変更につ

いて」までの8議案につきましては、関連する都市計画でございますので、一括して議題に供したいと思います。

幹事は議案の説明を願います。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第4693号「鴻巣都市計画区域及び吹上都市計画区域の変更について」から議第4700号「熊谷都市計画、行田都市計画、鴻巣都市計画、北本都市計画及び桶川都市計画下水道の変更について」は、平成17年10月1日に鴻巣市、川里町及び吹上町が合併したことにより関連する都市計画を統合するものでございますので、一括して御説明いたします。

まず、議第4693号「鴻巣都市計画区域及び吹上都市計画区域の変更について」御説明いたします。議案書は5ページから6ページ、図面につきましては7ページでございます。

まず最初、議案書6ページをお開きください。都市計画区域を変更する理由でございますが、これまで鴻巣市と旧川里町の両市町で一つの都市計画区域、旧吹上町で一つの都市計画区域を指定していました。1市2町が合併したことにより一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、都市計画区域を一つに統合いたします。7ページの区域図を御覧ください。恐れ入りますが、前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと存じます。青い線で囲まれております二つの区域が変更前の都市計画区域でございます。赤い線で囲まれている区域が変更後の鴻巣都市計画区域でございます。

以上で議第4693号「鴻巣都市計画区域及び吹上都市計画区域の変更について」説明を終わります。

続きまして、議第4694号「鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を御説明させていただきますが、その前に、新たに御就任いただきました委員の皆様もいらっしゃいますので、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要につきまして改めて御説明いたします。

なお、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」につきましては、以後「マスタープラン」と称しまして御説明させていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、お手元の「参考資料1」を御覧いただきたいと存じます。「参考資料1」でございます。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと存じます。この図は、都市計画の体系を示したものでございます。都市計画は、区域区分などの土地利用、道路などの都市施設並びに土地区画整理事業などの市街地開発事業の三つの柱で構成されております。前面のスクリーンでは赤い枠で囲まれておりますが、マスタープランは長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするものでございます。マスタープランは、図に示されておりますように三つの柱の上位の都市計画となるものでございまして、個別の都市計画はこのマスタープランに即して定めることとなります。

資料の裏面を御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと存じます。2、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、マスタープランでございますが、(1)

の都市計画の目標、(2)の区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、(3)の主要な都市計画の決定の方針、(4)の方針図の4項目で構成されております。

それでは、議第4694号「鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」御説明いたします。議案書は9ページから61ページでございます。

まず最初、議案書11ページをお開きいただきたいと存じます。今回の変更は、先ほど御説明いたしました都市計画区域の変更に伴い変更が生じる都市計画でございます。1、鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針につきましては、13ページ以降に掲載してございます。2、変更の内容でございますが、従来の「鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に「吹上都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のうち、主要な地区や都市施設の方針を新たに加えたものでございます。また、新市の建設計画と整合を図るために変更するものでございます。変更理由につきましては、12ページの理由書の中段 の中の変更の必要性に示してございます。

次に、変更した主な理由を御説明いたします。恐れ入りますが15ページをお開きいただきたいと存じます。1の都市計画の目標、(1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念のところでございますが、恐れ入りますが下から3行目を御覧いただきたいと存じます。新鴻巣市の新市建設計画に基づきまちづくりの基本方向を、すべての人が文化に親しみ、安全・安心、そして快適な暮らしを守るまちづくり、花を生かした個性的で魅力的なまちづくり、河川や田園など豊かで美しい緑を守るまちづくりとしてございます。

次に、21ページをお開きください。の市街地における建築物の密度に関する方針のところでございますが、ページの中ほどを御覧いただきたいと存じます。左側に工業地のところで中井・三ツ木地区でございますが、方針を周辺地域との調和を図る中密度な軽工業系工業地として変更するものでございます。

次に、23ページをお開きいただきたいと存じます。で市街地において特に配慮すべき土地利用の方針の中段でございますが、2) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針についてでございますが、中井・三ツ木地区は、住宅地に隣接した工業地であり、特に計画的かつ適正な用途の誘導は必要な地区であるため、新たに位置づけをするものでございます。

次に、27ページをお開きいただきたいと存じます。3)でございますが、主要な施設の整備目標ですが、駅周辺の交通渋滞の緩和及びアクセスに対処する路線の整備といたしまして、表の最下段にあります(仮称)共和箕田線を旧鴻巣市と旧川里町の連絡道路として新たに位置づけるものでございます。

なお、37ページから61ページに参考といたしまして新旧対照表を添付してございます。

以上で議第4694号「鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」の説明を終わります。

続きまして、議第4695号「鴻巣都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。議案書は

63ページから67ページ、図面は77ページ及び79ページでございます。議案の御説明に入る前に、変更地区の概要を御説明いたします。議案書77ページの計画図を御覧いただきたいと思ひます。あわせて前面のスクリーンも御覧いただきたいと存じます。図面の左下の表が今回変更する2地区の内容でございます。図面左上の赤枠で囲まれた区域が今回変更する袋地区でございます。図面左上の青枠で囲まれた区域が三ツ木地区でございます。袋地区、三ツ木地区は、図面中央のJR高崎線北鴻巣駅から北西に約1kmに位置しております。袋地区は、市街化区域としての土地利用が図れる環境が整ったため、市街化区域へ編入するものでございます。また、三ツ木地区は、元荒川の河川区域で、市街地として土地利用ができないため前後との整合を図る点から市街化調整区域に編入するものでございます。前面のスクリーンに変更地区の航空写真がございますので、御覧いただきたいと存じます。赤枠で囲まれた区域が袋地区でございます。青枠で囲まれた区域が三ツ木地区でございます。

79ページの詳細図を御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと存じます。赤枠で囲まれた区域が今回市街化区域に編入する袋地区でございます。青枠で囲まれた区域が今回市街化調整区域に編入する三ツ木地区でございます。

恐れ入りますが、64ページにお戻りいただきたいと存じます。まず、1の区域区分でございますが、備考欄にありますように袋地区0.2haを市街化区域に編入いたします。また、三ツ木地区1.3haを市街化調整区域に編入し、結果といたしまして市街化区域の面積を1,487haから1,486haとするものでございます。それに伴いまして、市街化調整区域の面積を5,262haから5,263haとするものでございます。

その下にございます2の人口フレームにつきましては、鴻巣都市計画区域及び吹上都市計画区域においておのこの定めておりました都市計画区域内人口などを足し合わせたものでございます。

以上で議第4695号「鴻巣都市計画区域区分の変更について」御説明を終わります。

続きまして、議第4696号「鴻巣都市計画用途地域の変更について」御説明いたします。議案書は69ページから75ページ、図面は77ページから81ページでございます。77ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせてごらんいただきたいと存じます。図面の左下の表は今回変更する3地区の内容でございます。図面左上の赤枠で囲まれた区域は袋地区でございます。青枠で囲まれた区域が三ツ木地区でございます。赤い点線で囲まれた区域が中井地区でございます。

79ページの詳細図をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと思ひます。この赤枠で囲まれた袋地区につきましては、一般国道17号に接する周囲を工業地域に囲まれた面積約0.2haの地区で、今回市街化調整区域から市街化区域へ編入することに伴い、今後周辺の工業地域と一体の土地利用を図るため用途地域が無指定の地域から工業地域を指定するものでございます。次に、青枠で囲まれた三ツ木地区につきましては、面積約1.3haの地区で、今回市街化区域から市街化調整区域へ編入することに伴い工業地域から用途地域を廃止するもので

ございます。

81ページの詳細図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと存じます。この赤い点線で囲われました中井地区につきましては、JR北鴻巣駅から北に約0.6kmに位置し、一般国道17号に接する面積約7haの地区でございます。前面のスクリーンに変更地区の航空写真がございますので、御覧いただきたいと存じます。赤い点線枠で囲まれた区域が中井地区で、現況はこのような状況でございます。

恐れ入りますが、77ページにお戻りをいただきまして、計画図をお開きいただきたいと存じます。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと存じます。本地区は、一般国道17号を利用した交通アクセスの利便性のよさなどから昭和45年に工業専用地域を指定いたしました。昭和59年にJR北鴻巣駅が開業以降、駅と国道17号の間の地域におきまして宅地開発が進みました。このような状況から、先ほど御説明いたしましたマスタープランの方針どおり、本地区におきましては、周辺の住環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便性を増進させる地区とするために、工業専用地域から準工業地域に用途地域を変更するものでございます。

恐れ入りますが、議案書70ページにお戻りいただきたいと存じます。これは鴻巣都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の71ページは、その新旧対照表でございます。旧鴻巣都市計画及び旧吹上都市計画におきまして、おのおの定めておりました用途地域の面積を足し合わせるとともに、網かけの部分が用途地域の面積及び合計面積に占める面積の割合が変更となる箇所でございます。

以上で議第4696号「鴻巣都市計画用途地域の変更について」の説明を終わります。

続きまして、議第4697号「鴻巣都市計画道路の変更について」を御説明いたします。議案書は83ページから90ページ、図面は91ページ及び93ページでございます。図面の91ページを御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと存じます。都市計画道路につきましては、合併による都市計画区域の変更に伴い図中の赤枠で示しております一覧表のとおり21路線とするものでございます。今回変更いたします路線のうち代表的な路線について内容を御説明いたします。図面左上の吹上駅の左側に赤い四角で13番と表示されている路線は、路線番号を変更し、3・4・12榛名通線といたします。また、起終点は合併に伴います住居表記に変更し、あわせて車線数を2と定めるものでございます。

以上で議第4697号「鴻巣都市計画道路の変更について」御説明を終わります。

続きまして、議第4698号「鴻巣都市計画公園の変更について」御説明いたします。議案書は95ページから97ページ、図面は99ページ及び101ページでございます。99ページ、101ページの計画図を御覧ください。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと存じます。

まず、変更いたします公園は5・5・01上谷総合公園、次に101ページの5・5・02川里中央公園でございます。変更の内容は、合併によります都市計画区域の変更に伴い都市計画公園番号の整

理、住居表記の変更を行うものでございます。今回の変更につきましては、軽微な変更でございますので、公園の区域や構造等の実質的な変更はございません。

以上で議第4698号「鴻巣都市計画公園の変更について」御説明を終わります。

続きまして、議第4699号「鴻巣都市計画緑地の変更について」御説明いたします。議案書は103ページから105ページ、図面は107ページでございます。107ページの計画図を御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと存じます。変更いたします緑地は、都市計画第1号さきたま緑道でございます。変更の内容は、合併による都市計画区域の変更に伴い旧市町境で分かれておりました区域を統合し、住居表記の変更を行うものでございます。今回の変更につきましては軽微な変更であり、緑地の区域や構造等の実質的な変更はございません。

以上で議第4699号「鴻巣都市計画緑地の変更について」説明を終わります。

続きまして、議第4700号「熊谷都市計画、行田都市計画、鴻巣都市計画、北本都市計画及び桶川都市計画下水道の変更について」を御説明いたします。議案書は109ページから112ページ、図面は113ページ及び115ページでございます。これは荒川左岸北部流域下水道の変更でございます。今回の変更の内容は、議案書111ページにありますように都市計画の名称の変更、2の排水区域の変更、3、下水管渠及び4のその他の施設の位置の名称変更でございます。まず初めに、都市計画の名称及び2、排水区域の変更でございますが、合併によります都市計画区域の変更に伴いまして、荒川左岸北部流域下水道の都市計画の名称及び排水区域につきましてもこれに合わせた変更を行うものでございます。次に、3、下水管渠及び4、その他の施設の名称の変更でございますが、これは市町村合併に伴います下水管渠及びその他の施設の位置の表示を変更するものでございます。

なお、今回の変更につきましては、軽微な変更でございます。下水道の区域や位置等の実質的な変更はございません。

以上で議第4700号「熊谷都市計画、行田都市計画、鴻巣都市計画、北本都市計画及び桶川都市計画下水道の変更について」を終わります。

以上、御説明申し上げました議案のうち議第4694号から議第4697号までの四つの議案につきまして、本年4月7日から2週間の縦覧に供しましたところ、議第4696号を除きます3議案につきましては意見書の提出はございませんでした。議第4696号「鴻巣都市計画用途地域の変更」につきましては反対の意見書が1通1名提出されましたので、御説明させていただきたいと存じます。

恐れ入りますが意見書の要旨が「資料」に、意見書の写しが「参考資料2」にまとめてございます。それでは、意見書の要旨につきまして順次御説明をいたします。「資料」を御覧いただきたいと存じます。今回提出されました意見書には用途地域の変更以外の意見も含まれておりますので、県が決定いたします用途地域の変更等に係る意見と、鴻巣市が決定いたします地区計画の変更等に係る意見に分けてございます。まず、用途地域の変更等に係る意見として、要旨1の誰のために何のために変更するのかとの御意見でございます。用途地域は土地利用に合った環境を保ち、鴻巣市

民を含む県民が効率的な活動を行うことができるように定めるものでございます。前面のスクリーンを御覧いただきたいと存じます。本地域は、昭和45年から工業専用地域に指定しておりましたが、昭和59年の北鴻巣駅の開業以降、駅と国道17号の間におきまして宅地開発が進みましたことから、工業の利便を増進するための工業専用地域から周辺地域と調和を図り、周辺の住環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進させる地区とするため、準工業地域へ変更するものでございます。

次に、要旨2のどのような手法で実現するのかとの御意見でございます。用途地域を変更することによりまして準工業地域の用途に合った建築物、すなわち周辺地域の住環境の悪化のおそれのない施設のみを誘導する土地利用にしていくものでございます。あわせて、市が地区計画を決定し、さらに建築物を絞って誘導することにより周辺の住環境との調和が図られる土地利用の実現を図るものでございます。

次に、要旨3、期待される効果はとの御意見でございます。環境の悪化をもたらすおそれのない施設を主とした土地利用を誘導することにより、周辺の住環境との調和が図られた工業地となることが期待されるものでございます。

次に、要旨4、周辺地域を含む、今後の地域の在り方の提示との御意見でございます。本地区は、先ほど御説明いたしましたマスタープランにおきまして、周辺と環境調和を図る工業地として位置づけられております。また、北鴻巣駅周辺地区は、日常生活のための商業業務地及び機能性の高い住宅地の形成を目指す地域として位置づけられております。

次に、要旨5の住居専用地域と工業専用地域とが近接している状態は都市計画法の想定外である。工場と住居が50m離れていれば公害被害が及ばないとの科学的根拠をお示し願いたいとの御意見でございます。前面のスクリーンを御覧いただきたいと存じます。本地区周辺におきましては、用途地域の考え方につきましては、まず北鴻巣駅東口の駅前に日常生活のための商業業務地として近隣商業地域を指定し、その周囲に良好な住宅地として第1種中高層住居専用地域等の住居専用地域を指定しております。これら住居専用地域の境界となるJR高崎線沿線及び国道17号につきましては、住環境の変化の緩衝的な役割も果たす一定規模の店舗や業務施設の立地を許容いたします第2種住居地域や準住居地域等の住居地域を指定しております。さらに、本地区はさらに外側にあります一般国道17号の交通アクセスの利便性を生かした工業地として、これまで工業専用地域を指定しておりました。以上のような考え方から用途地域を指定しているものであり、都市計画として想定外になっているわけではございません。

なお、公害は工場でも発生させてはならないものでございまして、住居との距離は関係ございません。

続きまして、鴻巣市が決定する地区計画の変更等に係る意見でございますが、御参考までに御説明させていただきます。地区計画とは、地区の実情に応じまして地区内の土地や建物の所有者等の

住民の皆さんが話し合い、考えを出しながら地区の良好な環境を整備するために建物、道路、公園等に関するルールをつくり、それらを市町村が決定する都市計画でございます。

要旨6の近隣の住環境に影響ある業種の規制が2業種との説明が不合理との御意見でございます。この地区におけます規制は、市が地区内の権利者と話し合いをする過程で最終的に2業種となったものでございます。

次に、要旨7の産廃工場の既得権が認められ、存続するとの説明が不合理との御意見でございます。この地区計画における規制は、市が地区内の権利者と十分話し合っ、現在操業中の事業者を対象外としたものでございます。

次に、要旨8の商業施設を1,000㎡以下とした制限が不合理と、要旨9の病院（20床以上）の建設の制限が不合理との御意見でございます。本地区は、先ほど御説明いたしましたマスタープランにおきまして中密度な軽工業系工業地としての利用を促進させる地域としていることから、その土地利用にふさわしい規模の商業施設にするとともに、工場の従業員等が治療が受けられる診療所程度としたものでございます。

次に、要旨10の地区計画見直しの明文化ができないとの説明が不合理との御意見でございます。市では、地区計画の変更は明文化をするようなものではないが、今後の土地利用の状況を踏まえながら必要に応じて実施していきたいとのことでございます。

次に、要旨11、鴻巣市の悪臭測定結果とは、悪臭防止法で定められた22調査項目のうち6項目のみを調査したに過ぎず測定方法に瑕疵があるとの御意見でございます。これは鴻巣市が行った悪臭調査に対する意見でございます。市では調査に当たりまして、国家資格である臭気判定士のいる専門機関に委託し、調査の対象となった業者の操業内容や臭気等の現場踏査等の状況から産業廃棄物処理業者から発生する可能性のある物質は、特定悪臭物質22物質のうち6項目であると判断したとのことでございます。

なお、測定を行った6物質につきましてはすべて環境基準値以内とのことでございましたが、鴻巣市といたしましてもにおいが発生している事実は確認しておりまして、事業者に対してにおいをなくす対策を講じるようお願いをし、その後事業者は対策を講じているとのことでございます。

以上が提出されました意見書の要旨とその見解でございます。

なお、鴻巣市が定めます地区計画につきましては、鴻巣市都市計画審議会において審議がなされ、鴻巣市から知事あて協議の申し出がなされております。また、議第4693号から議第4700号までの8議案すべてに対しまして鴻巣市から賛成の回答をいただいております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（土井） ただいまの計8議案に関する幹事の説明につきまして、御質問や御意見がありましたら挙手をしておっしゃっていただきたいと思っております。いかがでしょうか。特にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、特に御意見や反対意見ございませんようですので、4693号から4700号の8議案について一括して採決いたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） ありがとうございます。御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

それでは、次に議第4701号「春日部都市計画区域及び庄和都市計画区域の変更について」から議第4707号「春日部都市計画河川の変更について」までの7議案につきましては、関連する都市計画でございますので、一括して議題に供します。

幹事から議案の説明を願います。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第4701号「春日部都市計画区域及び庄和都市計画区域の変更について」から議第4707号「春日部都市計画河川の変更について」の7議案は、平成17年10月1日に春日部市と庄和町が合併したことにより関連する都市計画を統合するものでございますので、一括して御説明いたします。

まず、議第4701号「春日部都市計画区域及び庄和都市計画区域の変更について」御説明いたします。議案書は117ページから118ページ、図面は119ページでございます。まず、恐れ入りますが議案書118ページをお開きいただきたいと存じます。都市計画区域を変更する理由でございますが、春日部市と旧庄和町が合併したことにより、これまでそれぞれの行政区域ごとにおのおの指定しておりました都市計画区域を一つに統合し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るものでございます。

119ページの区域図を御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと存じます。青い線で囲まれております二つの区域が変更前の都市計画区域でございます。赤い線で囲まれている区域が変更後の春日部都市計画区域でございます。

以上で議第4701号「春日部都市計画区域及び庄和都市計画区域の変更について」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第4702号「春日部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」御説明をいたします。議案書は121ページから178ページでございます。恐れ入りますが議案書123ページをお開きいただきたいと存じます。今回の変更は、先ほど御説明いたしました都市計画区域の変更に伴いまして変更の必要が生じた都市計画でございます。1、春日部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の内容につきましては、125ページ以降に掲載してございます。2、変更の内容でございますが、基本的には従来の「春日部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に「庄和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のうち、必要な地区や都市施設の方針を新たに加えたものでございます。また、新市の建設計画と整合を図るために変

更するものでございます。3の変更理由は、124ページの理由書の中段の、変更の必要性に示してございます。

次に、変更しました主な内容を御説明いたします。恐れ入りますが127ページをお開きいただきたいと存じます。1、都市計画の目標のところの(1)、当該都市計画区域の都市づくりの基本理念のところでございますが、下から4行目を御覧いただきたいと存じます。新春日部市の新市建設計画に基づき将来都市像を恵まれた交通利便性や充実した都市機能、水と緑や田園など恵み豊かな自然、地域の伝統文化などを生かし、市民と行政が連携・協働して活気と活力を実感できる「地域の中核となる都市」を実現するため「人・自然・産業が調和したふれあい共生都市」としてございます。

次に、128ページをお開きいただきたいと存じます。(2) 地域ごとの市街地像のところでございますが、上から11行目を御覧いただきたいと存じます。新市建設計画に基づきまして、南桜井駅周辺につきましては、新たに本区域の副都心として位置づけるものでございます。

恐れ入りますが142ページをお開きいただきたいと存じます。3) 主要な施設の整備目標でございますが、都市内を結ぶ路線の整備といたしまして、中段3行目の(仮称)春日部庄和(南)線を新たに位置づけております。

なお、153ページから178ページに参考といたしまして新旧対照表を添付してございます。

以上で議第4702号「春日部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」の説明を終わります。

続きまして、議第4703号「春日部都市計画区域区分の変更について」を御説明いたします。議案書は179ページから183ページでございます。議案書180ページをお開きいただきたいと存じます。

1、区域区分でございますが、今回の変更は都市計画区域の変更に伴うもので、区域区分に変更はございません。2、人口フレームにつきましては、春日部都市計画区域及び庄和都市計画区域におきましておのおの定めておりました都市計画区域内人口などを足し合わせたものでございます。

以上で議第4703号「春日部都市計画区域区分の変更について」の説明を終わります。

続きまして、議第4704号「春日部都市計画用途地域の変更について」を御説明いたします。議案書は185ページから188ページでございます。恐れ入りますが議案書186ページをお開きください。今回の変更は都市計画区域の変更に伴いますもので、春日部都市計画区域及び庄和都市計画区域におきましておのおの定めておりました用途地域の面積を足し合わせたものでございます。

以上で議第4704号「春日部都市計画用途地域の変更について」の説明を終わります。

続きまして、議第4705号「春日部都市計画道路の変更について」でございますが、議案書は189ページから198ページ、図面は199ページ及び201ページでございます。図面の199ページを恐れ入りますが御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと存じます。都市計画道路につきましては、合併によります都市計画区域の変更に伴いまして図中の赤枠で示して

いる一覧表のとおり23路線とするものでございます。今回変更いたします路線のうち代表的な路線につきまして変更の内容を御説明いたします。図面右下の南桜井駅の右側に赤い四角で20番と表示している路線は、路線番号と路線名を変更し、3・4・24号西金野井米島線といたします。なお、起終点は合併に伴います住居表記に変更し、あわせて車線数を2と定めるものでございます。

以上で議第4705号「春日部都市計画道路の変更について」の説明を終わります。

続きまして、議第4706号「春日部都市計画公園の変更について」を御説明いたします。議案書は203ページから205ページ、図面は207ページでございます。207ページの計画図を御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと存じます。変更いたします公園は5・5・02、庄和総合公園でございます。変更の内容は合併によります都市計画区域の変更に伴い都市計画公園番号の整理、公園名称の変更、住居表記の変更を行うものでございます。

以上で議第4706号「春日部都市計画公園の変更について」の説明を終わります。

続きまして、議第4707号「春日部都市計画河川の変更について」でございますが、議案書は209ページから212ページ、図面は213ページでございます。図面の213ページを御覧いただきたいと存じます。前面のスクリーンもあわせて御覧いただきたいと存じます。変更いたします都市計画河川は、図中に赤く表示しております。1号、首都圏外郭放水路でございます。河川の変更内容につきましては、都市計画区域の統合によりそれぞれの区域で決定されておりました二つの河川を統合するものでございます。

以上で議第4707号「春日部都市計画河川の変更について」の説明を終わります。

以上、御説明申し上げました議案のうち議第4702号、議第4705号及び議第4707号の三つの議案につきましては、本年4月7日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、議第4701号から議第4707号までの7議案すべてに対しまして、春日部市から賛成の旨の回答をいただいております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、議第4701号から議第4707号の7議案について採決いたします。

原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議第4708号「上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業の事業計画の変更に係る意見書について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いします。

○幹事（市街地整備課長） 市街地整備課長の松本でございます。よろしくお願ひいたします。着席して御説明させていただきます。

それでは、議第4708号「上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業の事業計画の変更に係る意見書について」御説明申し上げます。議案書は215ページ、図面は、位置図が217ページ、設計図が219ページでございます。

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業は、昭和62年から埼玉県が伊奈町において実施しております土地区画整理事業でございます。なお、県が施行する土地区画整理事業の認可権者は国土交通大臣となっております。本件につきましては、施行者である埼玉県が事業計画を変更するに当たり事業計画の変更案を、平成18年3月1日から2週間公衆の縦覧に供したところ、2通2名の方から意見が提出されましたので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第3項の規定により埼玉県都市計画審議会に付議し、当審議会の御意見をお聞きするものでございます。

初めに、意見書の取り扱いについて御説明申し上げます。お手元にお配りしております「参考資料3」でございます。「参考資料3」の3ページと同じものが前方のスクリーンにございますので、御覧いただきたいと存じます。県が施行する土地区画整理事業における意見書の取り扱いでございますが、土地区画整理事業の事業計画を変更しようとする場合は、まず県は変更の事業計画の案を定め、2週間公衆の縦覧に供します。利害関係者は事業計画の変更にかかわる部分について意見がある場合、縦覧終了後2週間以内に知事あてに意見書を提出することができます。知事は、提出された意見書について都市計画審議会に意見を付議し、内容を御審議いただき、意見書を採択すべきか、すべきでないかを議決していただきます。都市計画審議会におきまして意見書の意見を採択すべきであると議決された場合は、知事は事業計画に必要な修正を加え、修正にかかわる部分について再度縦覧の手続を行うこととなります。また、採択すべきでないとして議決された場合は、知事はその旨を意見書の提出者に通知し、国土交通大臣に事業の変更認可申請を行い、認可を受けることとなります。

それでは、本事業の概要、経緯及び事業計画の変更内容について御説明申し上げます。前方のスクリーンを御覧いただきたいと存じます。まず、事業の概要、経緯でございますが、本地区は伊奈町の北西に位置し、北側は蓮田市、西側は桶川市に隣接した面積約225.4haの赤く縁取りした区域でございます。地区内には、埼玉新都市交通伊奈線の内宿駅や羽貫駅、伊奈学園総合高等学校、県民活動総合センターなどがございます。本事業では、良好な居住環境を有する住宅地や工業用地の整備、駅前広場や幹線道路などの公共施設の整備を進めてきたものでございます。昭和62年から事業に着手いたしまして、事業費ベースでの進捗率は現在約91.6%まで進んでおります。平成20年度には事業の完了を予定している状況でございます。

次に、事業計画の変更内容につきまして御説明させていただきます。まず、区画道路につきましては、4路線について周辺の土地利用や道路の配置を勘案し、その位置等の変更を行うものでござ

います。また、公園、緑地につきましては整備の内容や周辺状況を踏まえて変更を行うものです。まず、伊奈町記念公園と伊奈学園総合高等学校との間にある緑地につきましては、伊奈町記念公園との一体的な活用が可能であることから公園に変更を行うものです。次に、1号近隣公園につきましては、近隣公園としての規模や整備内容を検討し、区域の変更を行うものです。また、上越新幹線沿いに歩行者専用道路を計画してありましたが、整備内容などから緑地に変更を行うものでございます。

次に、意見書の提出状況でございますが、地権者1,986名中2通2名から提出がございました。意見書の写しが「別添1」にございます。この意見書の要旨につきましては、「参考資料3」の1ページでございます。

それでは、意見書の要旨に基づきまして順次御説明させていただきます。まず、要旨の1、近隣公園の一部を保留地に変更し、売却する計画をやめて欲しい。やむを得ないならば、近隣公園の南側一体を保留地にすべきであるという意見でございます。当該1号公園は地区のほぼ中央に位置しておりまして、伊奈町立小針北小学校や（仮称）新北保育所予定地、県民活動総合センターに隣接しております。この公園につきましては、面積を当初の約2.3haから約1.6haに縮小し、保留地を確保し、事業費に充てようとするものでございます。その理由といたしましては、本事業は昭和62年から実施しておりますが、バブル崩壊以降の地価下落により保留地処分価格が低下したところから事業費の確保が大きな課題となっていたものでございます。この公園の整備内容は、主に芝生広場や運動広場を予定しており、面積の縮小により整備内容に大きな変更もないこと、また近隣公園の面積は標準が2haとされており、縮小後の面積は約1.6haで、おおむね近隣公園としての必要な規模を有しており、機能は確保できるものと考えております。なお、公園面積は施行区域全体面積の3.1%を確保しております。

次に、保留地の位置についてですが、1号近隣公園は当初から東側にあるコミュニティー道路、伊奈町立小針北小学校、（仮称）新北保育所などとの利便性を考慮し、一体的な利用が図れるように計画してありました。このため保留地は西側の都市計画道路新宿内宿線に面した区域としたものでございます。御理解をいただきたいと存じます。

次に、要旨の2は、近隣公園の南側道路の区画道路6-83号線沿いも宅地に公売し、近隣公園面積を当初面積の40%程度にして欲しいという意見でございます。土地区画整理法の施行規則におきまして、公園の面積は施行区域全体面積の3%以上を確保するよう定められております。1号近隣公園の面積を当初の40%にいたしますと、この3%以上を確保するという規定を満たさなくなりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上が事業計画に係る意見の要旨とそれに対する考え方でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明につきまして御意見、御質問がございましたら御発言をいた

だきたいと。

どうぞ。

○神杉委員 今御説明をいただいたのですが、保留地の、今茶色く表示されているところからその下に移してというのが一つ意見としてありました。下に移すこと、今の横線に行って、今入った、そこに移すことによってという、この40%は無理としても、移したことによっての利点というのは何か生まれると考えられますか。

○幹事（市街地整備課長） お答え申し上げます。

区画道路の方に設置いたしますと、利点というよりも、学校ですとか、そちらの方に近くなりますので、住宅が学校に余り近くなると騒音というか、そういった問題が出てくるというのが1点。それからもう一点は、御説明させていただきましたように事業費を確保するという面で、当方いたしますは都市計画道路の方に設定をさせていただいた方が、やはり土地利用という面からいいましてメリットがあるということで設定をさせていただきました。

○神杉委員 ありがとうございます。近隣一帯を考えて、バランスよく配置をするということであると、現行の今そこに、御説明いただいたものの方がはるかにいいような気がいたしますので、この意見書が何のためにというのがちょっと理解できないものですから、私自身個人的な考えでいきますと、取り上げる必要がなからうというふうな思いがあるのでございますけれども。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○高橋委員 1点お尋ねをいたします。区画整理地内には最低3%の公園を設けなさいというのが土地区画整理法上決められておるわけです。それに沿って公園が造成されて、既に91.6%の進捗率をもって、あと2年ぐらいで完成すると。こういうことで今日まで大分努力してこられたことには敬意を表しますが、またこれを保留地に変えた後においても3.1%確保していると、こういうことでございまして、土地区画整理法上の最低公園面積を確保するという要件は満たしてはおりますけれども、私は、説明がありました地価下落、バブルが崩壊して地価が下落をし、なかなか事業費を確保することができないと。よって、公園の一部を保留地にして事業費を生み出すのだと、こういうことでお聞きしておりますけれども、私は今の状況からするとやむを得ないという一面もございまして、区画整理という形でいわゆるまちづくりをしていきますと、今後、将来にわたって公園を確保するということは非常に難しくなると。びっちり区画されてまいりますから、ワンブロック、あるいはブロックの半分を買って公園にするというようなことは、なかなか難しくなってくるというふうに私は考えます。そういうことを考えますと、あくまでも土地区画整理法上3%は確保しろというのが最低の要件でございまして、できる限り3%を超える、5%とは言いませんけれども、できるだけ今多く公園はとりなさいと、また緑地もとりなさいという方向に今あるわけです。そういうことからすると、どうも事業費が足りないから公園の一部を保留地として資金を捻出せざるを得ないのだということについては、若干私は疑問を持つところです。また、地形を見ましても、

非常に台形的に、利用には差し支えないと、あれで1.6haあるのだから大丈夫だよと、こういう御説明のようですけれども、今見た限り、余り利用勝手からしてもどうかなという疑問も持つところです。そういうことからできるだけ、資金困難な事情は、今の状況を理解いたしますけれども、何とかこの資金確保できなかったのかと、保留地に回して資金確保するのだという、非常に私としてもこれを素直に認めるには疑問を感じるということから、今日までどういうふうな努力をなされてきたのか、もう少し御説明いただきたいと思います。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○幹事（市街地整備課長） 事業費につきましては、前回の変更は平成13年でございます、その後事業をいろいろ見直しをしまして、工事費の縮減ですとか、それから道路に当たるところをなるべく当てないで移転費を減らすとか、そういうものに一応努力はしてまいりましたけれども、やはり見込んでおりました保留地処分金に対しての現実の単価が非常に、当初の計画していた約60%ぐらいまで土地の評価が落ちましたので、もちろん委員のおっしゃるように良好な市街地をつくるものですから、公園面積等についてもなるべく確保するというところで考えてはございましたけれども、心苦しいのですけれども、やむを得ないということで御理解いただければと思っております。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○高橋委員 重ねてお尋ねいたします。相当の厳しい状況になっているのだろうと推測いたしますが、これを約7,000㎡保留地に回すということですが、どのくらいの資金が見込めるのか。そうすればこの事業が何とかいわゆる完成を見ることができるとい見通しがあるのかどうか。やっぱりまた次に何かしなくてはということであってはならぬわけですし、ぜひその辺の見通しもお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○幹事（市街地整備課長） 約7,000㎡ということでございます、保留地処分金といたしましては約5億円の増収を考えております。事業の見込みということでございますが、今回の事業変更によりまして平成20年度で事業を完了すると。今まで困難な補償関係の方がおられましたので、その方とのお話し合いもちょうどつきましたので、この事業計画を最終的な変更とし、18、19、20の3年間で残りの約10%を整備いたしまして、事業を完了させる予定でございます。よろしく申し上げます。

○高橋委員 終わります。

○議長（土井） ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、御意見がもう終わりましたようですので、この議第4708号の議案について採決したいと思います。その前に本議案の土地区画整理法上の取り扱いについてもう一度申し添えたいと思います。この意見書にかかわる意見を採択すると議決した場合においては、県が定め

ようとする事業計画についてみずから修正を加えるとなっております。また、不採択とすると議決した場合においては、県はその旨を意見書を提出した者に通知しなければならないとなっております。そういうことを確認した上で4708号の議案について採決いたします。

この意見書を採択して事業計画を修正すべきであるという御意見の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（土井） 挙手ゼロということでございますので、本案につきましては不採択とするということにいたします。

次に、議第4709号「本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業の施行規程及び事業計画に係る意見書について」を議題に供します。

それでは、幹事から御説明よろしくをお願いします。

○幹事（市街地整備課長） 議第4709号「本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業の施行規程及び事業計画に係る意見書について」御説明申し上げます。議案書は221ページ、図面は、位置図が223ページ、設計図が225ページでございます。

本事業は、独立行政法人都市再生機構が実施するものでございます。本件につきましては、国土交通大臣が施行規程及び事業計画を平成18年4月18日から2週間公衆の縦覧に供したところ、事業計画に対しまして2通2名の方から意見書が提出されましたので、土地区画整理法第71条の3第6項の規定により都市計画審議会に付議し、当審議会の御意見をお聞きするものでございます。

初めに、意見書の取り扱いについて御説明申し上げます。お手元にお配りしております「参考資料4」を見ていただければと思います。「参考資料4」の3ページと同じものが前方のスクリーンにございますので、御覧いただきたいと存じます。独立行政法人都市再生機構が土地区画整理事業を施行する場合は、施行規程及び事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。国土交通大臣は、認可申請があったときは施行規程及び事業計画を2週間公衆の縦覧に供します。利害関係者は施行規程及び事業計画について意見がある場合、知事あてに意見書を提出することができます。知事は、提出された意見書について都市計画審議会に付議し、御審議をいただくこととなります。県及び市町村施行の場合は、都市計画審議会において意見書の採択あるいは不採択が決まりますが、都市再生機構施行の場合、県及び市町村施行と大きく違う点は、意見書の採択あるいは不採択は国土交通大臣が行います。このため意見書が提出された場合、知事は都市計画審議会にこの意見を採択すべきか、あるいは不採択にすべきかについて意見をお聴きし、その意見を付して意見書を国土交通大臣に送付することとなります。国土交通大臣は、意見書の内容を審査し、その意見書を採択すべきであると認めた場合は都市再生機構に対し施行規程及び事業計画に修正を加えることを命じます。都市再生機構は、施行規程及び事業計画の修正を行い、国土交通大臣が再度縦覧の手続を行うこととなります。一方、国土交通大臣が採択すべきでないとした場合は、その旨を意見書提出者に通知して事業計画の認可を行います。

それでは、本地区の概要と経緯について御説明申し上げます。前方のスクリーンを御覧ください。本庄早稲田駅周辺地区は、平成15年3月に都市計画決定されました本庄新都心土地区画整理事業、全体面積約154haのうち赤くお示ししました中央部約64.6haの地区でございます。この地区には、上越新幹線本庄早稲田駅が位置しており、JR高崎線本庄駅から南に約1.2km、1級河川女堀川を挟んで既存の市街地に隣接しております。次に、地区の状況でございますが、引き続き前方のスクリーンを御覧ください。地区の南側は早稲田リサーチパークに接し、一部丘陵地となっておりますが、全体的には平坦な地形でございます。現在の土地利用は農業が中心でございますが、地区に隣接して既存の集落と市民文化会館や北泉小学校などの公共公益施設がございます。意見書の提出状況でございますが、地権者214名中2通2名から提出がございました。意見書の写しが「別添2」にございます。この「別添2」を見ていただきたいと思っております。意見書の要旨は「参考資料4」の1ページのとおりでございます。

それでは、意見書の要旨に基づきまして順次説明させていただきます。まず、要旨の1は、「男堀川調整池について。調整池は住宅エリアに隣接しており、周辺の子供たちへの安全性など人命の危険性に関する理由や野球・サッカー場、大規模災害時の一時避難所など有効利用等に関する理由から、平常時には、水位が無い状況にできないか。また、位置の見直しができないか」という意見でございます。

まず、「平常時には水位がない状況にできないか」でございますが、本土地区画整理事業につきましては、事前に環境影響評価を実施しております。この中で既存の生態系を保存するため調整池には常時水面を確保するとされております。このため調整池の整備に当たりましては常時水面を設けることが必要と考えております。また、安全性の確保についてでございますが、調整池の整備と維持管理は土地区画整理事業とは別に別途本庄市が実施することになっております。このため本庄市は防護柵の設置を初めといたします総合的な安全対策を講じるなど、安全管理に万全を期すこととしております。

次に、調整池の位置でございますが、御意見にあります市の総合公園の区域内につきましては、既に公園の利用計画があり、調整池の設置は困難でございます。また、土地区画整理事業の施行区域外に調整池を設置するためには、用地の確保と調整池までの排水管の設置が必要となります。このため費用が別途必要となります。保留地減歩の増大という形で地権者の方々に負担していただく必要があり、現計画の位置が適切であると考えております。

次に、要旨の2、「64.6haの開発に対して、男堀川調整池の面積が過大であり、開発エリア外の雨水流入分を除いて調整池の縮小、又は位置変更を含んだ分割、形の変更等ができないか」という意見でございます。

まず、調整池の規模でございますが、先ほど御説明いたしましたように本庄新都心土地区画整理事業の全体計画面積は154haとなっております。整備に当たりましては154haの区域を四つに分割し

て施行することとしており、現在事業化の進められている本庄早稲田駅周辺地区の64.6haには、先行整備地区として都市再生機構が施行するものです。雨水排水は全体面積154haで排水計画を立てておまして、地形、経済性や効率性、土地利用計画等を勘案し計画しております。この結果、本地区の排水計画では地区外の排水区域約4.6haを地区外排水流入として見込んでおります。しかしながら、地区外の4.6haに対する調整容量分に相当する調整池用地につきましては、地区内にある市の公共用地を充当することとし、地権者の負担にはしておりません。また、調整池工事も別途市事業としております。

次に、調整池を分割し、地区内へ分散して配置することにつきましては、排水施設整備費の増加、工事規模縮小による諸経費等の増加が見込まれ、さらに将来にわたる維持管理においても経済的ではありません。また、県道沿いに調整池を設けることは、県道を生かした土地利用が図れなくなるため、土地の有効活用の面から適切ではないと考えております。

次に、要旨の3、「商業・業務用地にも、防災上の観点から一時避難所として公園の新設又は変更をした方がよいのではないか」という御意見でございます。

地区の近隣には中央公民館、市民文化会館、北泉小学校などの公共施設があり、災害時における一時避難所として市に位置づけられております。また、地区内には必要な公園面積を確保していることから、商業・業務施設用地に防災上の観点から公園を整備する必要はないと考えております。現在の近隣公園予定地、マリーゴールドの丘と申しておりますが、予定地は埼玉県選定重要遺跡に指定されており、切り土などの造成工事を行わず、現況を活用した公園整備を計画しております。そのため御意見でございます一部分を分割して商業業務用地に配置することは、埋蔵文化財の保護に支障を来すことや、埋蔵文化財調査費、切り土造成工事費など、結果として事業費の増加につながります。したがって、公園の位置や規模につきましては、現計画が適切と考えております。

以上で意見書の内容と、それに対する考え方につきまして御説明させていただきました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問ございませんでしょうか。

どうぞ。

○神谷委員 意見書のうちの調整池についてなのですが、特に1です。ここの男堀川というのですか、川そのものというのは水量、ちょっと私も現場見ていないもので何とも言えないのですが、どの程度の川かということと、調整池はどのぐらいの水量を含めた面積を用意しているのか。それから、やはりこれはあくまでも川の防水を念頭に置いた調整池というふうに位置づけされているのではないかと思うわけなのですが、そういう点をまずお聞きした上で、もしそうだとすると、平常時の、特に渇水期の活用というのはある面では考えられるのではないかと思います。その点、まず前提条件がどういう形なのかを聞かせてください。

あわせて、先ほど説明の中でいわゆる生態系というか、生物保護の、そちらが変わってしま

うという説明があったけれども、一般的にそう大きく水が少なくなるわけではないし、川が現状あるわけですから、これから新たに調整池をつくるという形ですから、それらをどう今説明の中で考えているのかも含めて説明してください。

以上です。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○幹事（市街地整備課長） 川の幅につきましてはおおむね14mぐらいの川で、水量はそんなに流れているものではございません。それから、面積につきましては、調整池の面積が1万6,619㎡ということで、約1.6haでございます。調整容量としては約3万3,000tを確保するというものでございます。

それから、常時水面の関係につきましては、先ほど御説明申し上げましたように事前に環境アセスをやっておりますが、ここににつきましては駅の南側の早稲田リサーチパークのところにおオタカがすんでおりまして、そのために特に生態系については環境を保存するとしています。特に餌となるようなものを、水辺を設けて確保して、ここを面整備をしていこうということで進めてございます。

それから、おっしゃるように下の面の利用なのですが、1.6haございますので、常時水面は必ず設けるのですけれども、これから実施設計をする中で、底面利用も考えていきたいとは考えております。ただ、常時水面をなくすということは、開発条件としては無理があるという状況でございます。

○議長（土井） よろしいでしょうか。

それでは、どうぞ。

○神谷委員 よくわかりました。と申しますと、いわゆる意見書の1の一部外はある程度考えられるのではないかと思います。

ちょっと参考までによろしいでしょうか、課長。

私どもにも朝霞に荒川の調整池、これに対して当初は水をいっぱい張ると、こういう形であったり、いつかはこれと全く同じように湧水期の、いわゆる調整池内の活用ということで、当初市と荒川上流事務所、要するに荒川を管理しているところとの話し合いも済んだと。しかし、いろいろ等の事情の中で、現状それからまだ進展がちょっと、本来平成16年から、簡単に言えばここに書かれているようなスポーツ公園的な、いわゆるソフトボール場と一部野球と、こういう形で活用方法を考えて、非常に地域住民は期待されたわけです。たまたまどういう事情か、工期のおくれの中で現状その契約が延期されているというような状況のようです。そういうところから判断して、これらは非常に、一方現在の社会情勢というか、こういう中からすると非常に意図しているところがあるなど、こんな思いです。

以上です。

○議長（土井） それでは、どうぞ。

○塩野委員 1点だけお伺いしたいと思いますが、この意見書の第1項目になっています人命の危険性という部分で、先ほど池については本庄市の方で管理をするというふうに御説明あったかと思えますけれども、この人命の危険性、こういった池だとか川というのはどこにでもあると言えはありますけれども、特にこの意見書では御心配をされているようなのですが、それについて何らかの回答というのは可能なのでしょうか。

○議長（土井） はい。

○幹事（市街地整備課長） これにつきましては、意見書が出されました時点で県と本庄市の方でいろいろ検討させていただいております。その中で本庄市としては、もう完全に万全の管理体制をとりますということで報告も受けております。それから、お話が出てきました本庄総合公園というのが、この下流に約23haの公園がございまして、そこでも既に親水性を持たせた公園を本庄市の方で管理しておりますので、安全につきましては本庄市の方で万全に対応するというところで御説明させていただきたいと存じます。

○議長（土井） よろしいでしょうか。

○塩野委員 済みません。何らかの具体的なものというのは、今の時点で上げられている部分、伝え聞いているところがありますか。

○幹事（市街地整備課長） 現在のところでは、まだ実施設計がなされておきませんので、周辺の道路に関してのガードレールのフェンスですとか、そういったものについては当然やりますし、それから勾配も今のところは極力緩くするというところで考えてございます。ですから、転んでもそれなりに大丈夫だろうということと、水の方には落ちないようにということは万全の体制をとるということでございます。

○議長（土井） ほかに御意見、御質問はございませんか。

はい、どうぞ。

○神杉委員 調整池の形状はどのようになるのでしょうか。

○幹事（市街地整備課長） 生態系に配慮するというところでございますので、はけ口のところはコンクリートの部分でございますけれども、そうでないところは自然の形でやる予定でございます。

○神杉委員 そこを常時水を入れずに緊急時の避難場所にしようということだと、場所としては旧来田んぼであったところですよ、低い。そうですね。

○幹事（市街地整備課長） そうです。現況は田んぼでございます。

○神杉委員 そういう場所で緊急時に避難所として使うということは、逆に危ない。液状化が起きるという可能性があり、いざひどくなってきたから出ようとしたらそこから抜け出せないという状況がたくさんできるわけですね。そういうところを避難所に使うこと自体が大変無理があるということで、今御説明のようにたくさんの避難場所というのは学校であったり、公園であったりがあるわ

けですから、当然そういう場所に指定をしていただくというのが安全であろうかと思えます。

○議長（土井） ほかにいかがでしょうか。特にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） それでは、議第4709号議案について採決を行いたいと思いますが、その前に本議案につきましては事業者が都市再生機構であるため、前の議案と法律上の取り扱いが少し異なりますので申し添えたいと思えます。知事は意見書の提出があった場合には、遅滞なく都市計画審議会の意見を聴き、その意見を付して国土交通大臣に送付しなければならないとなっております。

それでは、議第4709号の議案について採決いたします。

当審議会の意見としては、この意見書を採択し、事業計画を修正すべきであるという御意見の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（土井） 挙手ゼロでございます。

よって、本案につきましては、当審議会の意見としては採択すべきではないといたします。

次に、議第4710号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について」の議案につきまして議題に供します。

幹事は議案の説明を願います。

○幹事（建築指導課長） 建築指導課長の村上です。どうぞよろしくお願いいたします。座らせていただきます。

それでは、議第4710号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更について」御説明いたします。恐れ入りますが、議案書の228ページをお開きください。

本案件は、先ほど議第4696号にて御審議いただきました鴻巣都市計画用途地域の変更により元荒川の河川区域について用途地域が廃止されますことから、建築基準法の規定により特定行政庁である知事が容積率、建ぺい率等の数値を定めるものでございます。事前にお手元に配付させていただいております「参考資料5」には、今回決定する項目である容積率、建ぺい率、容積率算定係数、道路による高さ制限、隣地による高さ制限についての簡単な説明を記載させていただきました。

それでは、変更案について御説明いたします。228ページから231ページまでが変更案です。恐れ入りますが、229ページの計画図を御覧ください。あわせてスクリーンの方も御覧ください。図中対象区域を示す矢印のついた四角の中に今般の変更の内容を書き込んであります。この区域は、工業地域から用途地域の変更のない区域に変更になるものでございまして、面積は約1.3haでございます。次の231ページがこの部分の詳細図となっております。あわせてスクリーンの方も御覧ください。本区域については、隣接する市街化調整区域の制限との整合を図り、容積率を100%、建ぺい率を50%に、また道路による高さ制限などもこれにあわせて定めるものでございます。詳しくは229ページの計画図下の凡例及び参考資料を御参照ください。

以上でございますが、本変更案については鴻巣市とも十分協議を行って案を作成しており、市長から指定案について支障なしとの回答をいただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問がございましたら御発言いただきたいと思ひます。特にございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 御意見、御発言がないようでございますので、議第4710号の議案について採決をいたします。

原案のとおり決定することに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（土井） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

次にまいります。議第4711号「富士見都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（建築指導課長） 議第4711号「富士見都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」御説明いたします。議案書は233ページ、図面は235ページから237ページでございます。

本件は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関するものでございます。入間郡三芳町大字上富字緑1588 4外32筆の土地に、主に建築解体工事現場から発生する木くず、がれき類及び廃プラスチック類の破碎処理を行う産業廃棄物処理施設を設置しようとするものでございます。廃棄物を破碎処理し、燃料や再生砕石などに再資源化する工場に設置するものです。

235ページの図面を御覧ください。あわせてスクリーンの方も御覧ください。申請地は、図面中ほどの赤く塗りつぶしたところで、所沢市に隣接しており、狭山市や川越市にも近い場所に位置しております。図面の右側に紫色で塗ってありますのが関越自動車道で、図面下から上に斜めに茶色で塗ってありますのが最寄りの県道所沢・堀兼・狭山線でございます。搬入、搬出につきましては、この県道から所沢市道を通りまして敷地に至る計画となっております。区域といたしましては、市街化調整区域でございまして、敷地面積は2万5,015.74㎡でございます。

なお、この許可申請を審査するに当たっては、都市計画上の支障の有無を確認しております。都市計画上の支障の有無につきまして確認する視点といたしましては、都市計画などとの整合性、敷地周辺の土地利用状況、周辺住民との合意形成、搬入路の状況、他法令等との整合などがございます。まず、都市計画などとの整合ですが、この申請地が位置する三芳町の西部は、町の総合振興計画や都市計画マスタープランの土地利用構想において、農業ゾーンと自然環境保全ゾーンでほぼ全

域が占められておりまして、当該地は自然環境保全ゾーンには含まれておらず、農業ゾーンとして位置づけられております。また、本計画につきましては、地元三芳町を初め近隣の川越市、所沢市、狭山市へ意見を照会したところ、地元三芳町からは都市計画上支障がない旨の回答があり、近隣3市からも都市計画上支障があるとの回答はいただいていないことから、都市計画などとの整合性があるものと考えております。なお、所沢市からは、計画地周辺の自然環境や生活環境の保全の配慮と、当事業者による本事業計画についての説明や周知が地域住民に対して十分に実施されるよう要望します。また、狭山市からは、産業廃棄物処理施設の処理能力増設計画は好ましくないと考えますとの意見などが参考意見として付されておりました。こうしたことから庁内関係機関とも調整をはかり、参考意見を踏まえて当該計画を十分審査した結果、参考意見による内容については支障がないものであるとの考えに至りました。

次に、敷地周辺の土地利用状況といたしましては、緑地や畑があるほか、敷地北側200mの位置には三芳町清掃工場が立地しております。また、その他周辺には産業廃棄物処理施設、倉庫及び配送センターなどの業務系施設も既に立地しており、学校や病院はないことから土地利用上の支障はないものと考えております。

次に、周辺住民との合意形成ですが、通常、審査の際、周辺住民に対して計画の内容について十分説明し、周知が図られているかを確認しており、本計画におきましては敷地から300m以内に自治会は五つの自治会があり、所沢下富自治会を除いてはおおむね計画に理解を示されていると事業者より報告を受けております。下富自治会に関しましては、事業者が説明会を2回開催しており、1回目の説明会は8名、2回目は2名の参加者しかいなかったため、敷地から300m以内の17の住戸について個別に訪問し説明を行っております。なお、当該計画に対しては知事あてに1,268名の反対署名が提出されております。300m以内の範囲における住民の方の中にもこの反対署名をされた方が11名含まれておりました。また、近隣住民の方から説明不足との御指摘もあり、再度個別説明を行いました。その結果、当該事業計画について了解された方が10軒、説明を受けたが特に意見、質問等発言のなかった方が5軒、計画について反対する旨の発言があった方が2軒、17軒の内訳でございますが、あったとの報告を事業者より受けております。おおむね敷地近隣の居住者からは事業計画に関して理解が得られているものと考えております。今後も引き続き事業者には地域住民への周知、説明を要請していくことといたしております。

次に、搬入路の状況ですが、すべて舗装されており、搬入経路として通学路が重なっている箇所はありません。ただし、通学路と交差するところは2カ所ありますが、信号機及び横断歩道があるため、安全は確保されていると考えております。

最後に、他法令等との整合ですが、県廃棄物指導課を初めとする関係各課に対して意見照会を行いました。支障がある旨の回答はありませんでした。

これらのことより私どもといたしましては、敷地の位置につきまして都市計画上支障がないもの

と考えております。

次に、237ページの図面を御覧ください。あわせてスクリーンの方も御覧ください。赤い線で囲われている部分が今回の申請敷地で、緑色で塗られている部分が緑地となっております。また、青い線で囲われている部分が建築物でございまして、黄色で塗られている部分が破碎施設となっております。なお、許可の対象となる破碎施設は3基ありまして、図面左側の の破碎施設は木くずの破碎施設で、日量157.08 tの処理能力を有しております。また、 の破碎施設はがれき類の破碎施設で、日量339.05 tの処理能力を有しています。最後に の破碎施設につきましては、廃プラスチック類の破碎施設で、日量6.0 tの処理能力を有しております。三つの施設とも老朽化した機械を移設、更新しようとするものでございます。この施設について今回の計画が許可が必要になった理由を御説明いたします。平成13年2月1日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律、通称「廃掃法」が改正されたことに伴いまして、がれき類と木くずの破碎施設が廃掃法上の産業廃棄物処理に係る施設となったため、同法の許可が必要となるとともに、建築基準法第51条の許可が必要なものとなりました。平成13年当時の敷地の位置は、スクリーンに黄色い線で示した部分でございます。当該施設につきましては、平成13年2月当時既に今回更新しようとしている破碎施設があったため、処理能力を既存の能力の1.5倍以下まで増加させる更新であれば、本来は許可を必要とするものではございません。ちなみに、今回の計画では の木くずの破碎処理が1.4倍、 の瓦れき類の破碎が1.06倍、 の廃プラスチック類の破碎処理は1.25倍でございます。しかし、今回これらの破碎施設は施設を更新するとともに、敷地内において移設する計画となっており、更新のみでは許可が要らないところですが、移設する場所が平成13年2月当時の敷地の外であったことから新たに51条の許可が必要となったものでございます。ただし、 の廃プラスチック類の破碎施設については、新たに許可が必要な規模である日量5 tを超える6 tの能力の破碎施設に更新するため許可が必要となったものです。

続きまして、参考資料について説明させていただきます。大変恐縮ですが、お手元の参考資料6を御覧ください。資料の表紙をおめくりください。あわせてスクリーンの方を御覧ください。この写真は敷地の航空写真でございまして、赤く塗ったところが今回の申請地となっております。また、黄色く塗ったところが平成13年2月当時の敷地の位置でございます。資料を1枚おめくりください。あわせてスクリーンも御覧ください。この図は、特別緑地保全地区の指定予定地の位置を示したものでございます。赤い点線で囲われた部分が県のくぬぎ山地区の自然再生基本方針で対象としている通称「くぬぎ山地区」で、緑色で塗られている部分が特別緑地保全地区として指定するおおむねの予定区域を示しております。申請地は赤く塗りつぶしたところで、特別緑地保全地区の指定予定の区域から外れております。資料を1枚おめくりください。あわせてスクリーンも御覧ください。この図は、屋外の施設を屋内に移設する計画であることを示しております。今回の計画では、今まで屋外にあった破碎施設や破碎後の製品置き場を飛散防止や騒音などの環境対策としてすべて屋内

に入れるとともに、破碎施設を覆った局所集じん機を設置し、従前の施設と比較して環境が改善される内容となっております。具体的には、現在屋外にあります の木くずの破碎施設のほか、破碎後の製品置き場である の木材チップ置き場と の再生碎石置き場についてもそれぞれ建物の中に入れる内容としており、環境に配慮した計画となっております。

以上で説明を終わらせていただきますが、この敷地の位置について都市計画上支障がないか御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（土井） ただいまの幹事の説明につきまして御意見、御質問がございましたら御発言をいただきたいと。

はい、どうぞ。

○高橋委員 冒頭本件にかかわる意見書が4件にわたって出されてまいりました。この件についても少し中身を御説明いただけるかなと思ったのですが、余り、私が期待した説明は聞くことができませんでした。大変僭越な言い方ですが、当現場を私は各審議会委員の皆さんにぜひ見ていただきたいと、こんなふうに思います。私は、6月30日に現場を見てまいりました。私ども一行4名で行ったのですが、10mぐらい後方に当会社の関係の皆さんがずうっと尾行しておりまして、監視をされました。特に危害を加えるわけではないし、私どもも別にそんな不審を抱かれるようなことはないと思っていますのですけれども、そういう状況がありましたが、それだけこの本件については、この許可にかかわる件で相当申請者もびりびりしているような状況が伺えました。後段説明がありましたようにあの画面ではないのですが、くぬぎ山地区の自然再生基本方針というものがつくられておりまして、特別緑地保全地区及び近郊緑地保全区域ということで152haを二つに分けて計画されておりまして、このいわゆる近郊緑地保全区域に含まれているあの地域でございまして、非常にこれからのこの許可にかかわっては大きな、この緑保全の問題につきまして、自ら負担をかぶり込むような、そういった状況にあると私は感じておるのですが、意見書の出された中には処理施設の拡大については聞いていないという、ちょっとさっと目を通しまして、見た中にありました。三富江戸農法の皆さんからの要望であります。さらには、土と水と空気を守る会の中では、現地を見た上で御判断いただきたいと、協議会の意見を聴取していただきたい。会長のところには、協議会の代表者の方3名からと聞いておるのですが、要望書が出されておりまして、この件についてどうお受けとめなされているのか、ちょっと私も定かではありませんけれども、きょう意見等も出されて、これらを踏まえて審議をしていくというには、きょう御出席の委員の皆さんどこまでも御理解いただけるか、大変恐縮な言い方ですけれども、現地を見た上できちっとその状況を判断をしていただきたい、こんなふうに、中身を論ずる前にちょっと議長さんにお計らいをいただきたいとしたいと思います。

○議長（土井） 私の方に御質問というか、御意見があったということですか。

○高橋委員 そのことについてもお触れいただければ大変ありがたいのですが、その前に現地を見て、今日こちらの議会から選出されている委員の皆さんの中では現地を見たという方もいらっしゃるよ

うに仄聞しておりますけれども、全員の皆さんが現地をぜひ見ていただきたいというのが、私の今日のこの委員会における最初の議長さんをお願いをし、お計らいをいただきたいと思います。

○議長（土井） はい、わかりました。

まず、各委員のそれぞれのいろんな御意見、御質問をお聞きしたいと思いますが、ほかに、どうぞ。

○大山委員 先ほどの説明の中で環境対策ということで、この建て屋等の増改築という話でしたが、これで覆うことによってどの程度現状の、屋外に置いている物とか、そういった施設からこの新築、もしくは改築によって、移設によって、環境対策としてはどの程度粉じん、また防音等の部分について見込みが出るというような考えを、説明があったのかどうか、その点を1点お聞きしたいのと、あとこの日量が1.5倍までは建築基準法上は申請の必要がないという話ですけれども、今回のこの敷地の部分について、この申請者がお持ちの面積が、これ以上の拡張の予定があるのかどうか。その場合、当然事業認可の部分が出ると思うのですけれども、その辺の部分のお話は聞けないのかどうか、この点を確認したいと思います。

以上です。

○高橋委員 議長、ちょっと議事進行についてお尋ねします。私は、審議に入る前にぜひ現地を各委員の皆さんに見ていただきたいということと、意見書が出されてまいりました、議長さんに。もう前に出ているわけです。それが今日配られたわけなのですけれども、お受け取りになってから、その内容について概要だけでも、ちょっと見解だけでもお聞かせをいただいた上で、それが現地を見ることを必要ないということであれば、私も議論に入ります。ということで、まず最初に議長さんが私が言ったことをお計らいいただきたいと思います。

○議長（土井） 第1点は、審議を進める前にこの委員会として現地を見るべきかどうかという点です。第2点は、会長あてに出ている要望書について会長自身の意見を聞きたいと、こういうことなのですが、現在審議を進めておりますので、その中で、もしたくさん委員の方がこれはぜひ現地を見るべきだということであれば、そういうことを尊重しなければいけないと思いますし、それは私個人の見解とかそういうことではないと思います。

○高橋委員 ですから、ぜひ今日御出席の委員皆さんに、現地を見るまでもないよと、中身の審議をやるよということであれば、それはそれで皆さんの総意ということで私は理解しますけれども、そのことを私はぜひ諮っていただきたいということを議長をお願いをしているわけです。

あと、出された意見について見解を述べるということについて述べる必要はないよと、審議の中でやってくれというなら、それはそれでやりますけれども、できれば、やっぱり前もって要望書を受け取っているわけですから、そのことについて若干触れてもよろしいのではないかなというのが私の意見です。よろしく。

○議長（土井） ただいまの高橋委員の御意見ですが、これをどういうふうに。

はい、どうぞ。

○神谷委員 関連をさせていただきながらちょっと。実は私どもも先般の議会中に現場は見てきましたけれども、あの地域そのものが、会長初めそれぞれの委員の先生方も十分御承知だと思いますけれども、この平成の時代に入ってからいわゆる産廃の、かつては焼却ということで、野焼きの埼玉の好ましくない状況が非常に続いていました。私も久しぶりにあの一角を今回大変に重要な立場から現場を確認しまして、事業者としては大変に事業、隆盛拡大の一途は、これはまた一方では好ましいことであるでしょうけれども、一方では長い間に大変にあの地域の方々が、かつての野焼きを初めとした、非常に不安に陥れられた上に今回のような計画が打ち出されてこられたという中で、ここに今日御提出いただいたそれぞれの要望の内容かなと、こういう感じがいたします。そういう角度の中からできたら個々の現場確認ではなく、もし許されるのであれば、委員の、今日は欠席の方もいらっしゃるようですけども、共通の認識に立ってしっかりと考えた方が後のこととしてもよろしいのではないのでしょうかと、こういう考えを持っています。

というのは、ちょっと関連しますけれども、これ産業廃棄物ということで、片方は埼玉県の有数な、随一と言っていいほどのくぬぎ山平地林でありますから、その範囲内に入ったとか、入らないとかという次元よりも、一般人はあそこの一角、くぬぎ山と、こういう認識に立ってやっているというふうに思います。一方では、先般大変長い時間をかけながら埼玉県でも大変すばらしい産廃の工業団地が完成をしまして、こういった形でいろんな視点から捉えた上で決断をしていった方がよろしいかなという意見です。

○議長（土井） はい、ありがとうございます。

ほかの委員の方々に特に審議に入る前にこの取り扱いについて御意見はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○大山委員 基本的に事前配付の資料でありましたので、これ当日配付というのであればまた別ですけども、私はこのまま議事に入っていただきたいと思います。

○議長（土井） ほかにいかがでしょうか。

今日の議案は都市計画審議会としてどう扱うかという問題があるわけですが、都市計画審議会は基本的には都市計画の観点でこの建築、これをよしとするかという都市計画上の判断をするということなのです。都市計画上の判断というのも先ほど事務局がいろいろ言われましたが、非常に土地利用上のいろんな法制とか、あるいは周辺の市町村の都市計画上の見解とか、地域の住民の方の意見とか、そういうことを総合的に判断するということなのですが、先ほどから言われている、御発言があったものは、もう少し緑地保全地区とか、そういうくぬぎ山地区の自然保護上の非常に重要性とか、そういう点との整合はどうかというような、もう少し都市計画も幅広く考えて……。

○高橋委員 私のお願いしたいことについてもう少し説明をいたしますと、先ほど建築指導課長から

御説明いただいたのは、建築基準法51条のただし書きの件について大多数の件を説明されたわけでは、建築基準法51条のただし書きについては、一定の要件があればこれは認めざるを得ないという立場にあると思うのです。私は推測しています。しかし、その地域がくぬぎ山の自然再生緑地地区に、再生区域に既に構想として、県も入って構想が打ち出されているのです。当面は特別緑地保全区域を、117haをやりましょうと。その後この施設がある近郊緑地保全地域についてもやりましょう。そして、将来はこの152haの全体計画を緑豊かな自然にしましょうと、こういうふうな構想が既に出されて、目標も出されて取り組まれてきているのです。こういう取り組まれてきているところに、建築基準法第51条のただし書きに基づいて施設が能力アップされるのです。880 t 日量処理が約1,100 t の処理能力になるのです。ということは、私は将来の埼玉のいわゆるまちづくり、ひいてはこの自然保護の観点からすれば、みすみす今の段階でこれはやむを得ないよと、こうやってしまいますと将来に大きな負担を背負うことになるのです。ですから、できるだけこのみどり自然課が頑張ってもらいたいという、私は願っているのですが。そこでやはり建築基準法上の問題とくぬぎ山の自然再生緑地地区を保全しよう、これから再生、管理していこうということとの兼ね合いをぜひこの審議会の中で議論していただいて、そして将来に悔いのないしっかりした都市計画、まちづくり、または建築基準法もちゃんと遵守した形でやっていけるような、そういったものを進めていただきたいというのが私の願いでありまして、是非まちづくりの関係等についてもありますし、現地を見てもらえば、先ほど幹事がおっしゃったように非常にくぬぎ山は緑豊かなところです。そこに規模拡大のこういう施設、許可をするということは本当に、繰り返しますが、将来に大きな負担を自ら背負ってしまうようなことですから、都市計画審議会としては将来のこともきちっと考えて、そしてこういう施設についてもどうなのだというのを皆さん一人一人に考えていただきたい、こういうことで私は言っておりますので、是非そのところ十分御理解いただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（土井） 今のような趣旨で審議会としては現地を各委員が見てほしいという意見と、都市計画上の判断はいろいろな資料で十分できるので、現地を見るまでもないと意見と、両方言っていたわけですが、ほかの委員の方で特にその点についていかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○立石委員 今高橋委員の方から現地を見て審議をすべきというようなお話がありました。現地を見ることは非常に私もよいことかなというふうに思いますが、今までの審議についてもすべて事前に配付された資料をもとに審議に入って、十分な議論を尽くして審議をしているというふうに私は感じております。できますればここできちっとこの件については審議をしていただいて、審議でもしわからないのであれば現地を見るかどうかという判断に至っていただければというふうに思っております。

○議長（土井） ほかにいかがでしょう。

私は、まだ新米の審議会長なものですから、過去の審議の事例というのは十分承知していませんが、この審議会の中で現地を見るという、そういうケースというのはどういうケースで、そういうことはわかりますか。

○高橋委員 継続でやるべきですよ。継続にしておいて、次の、見た後やればいいですよ。

○議長（土井） はい。

○幹事（都市計画課長） 過去の事例でございますが、過去の事例につきましては、一応基本的にこの審議の資料を御覧いただいたり、スライドを見ていただいたりしながら進めていただいた事例がございます。改めて審議会で見えていただいた事例は多分なかったように存じております。

○議長（土井） 過去になかったからだめだというわけではないのです。ちょっと都市計画審議会というものがどういうものなのか、要するに何を基準にここで判断しなければいけないのかということです。現地を見れば都市計画上どういう判断が増えるのか、そういうことも考えながらこの話を整理していきたいと思うのですが。

○高橋委員 議長、今の件で提案します。今回都市計画審議会に付されたことは十分理解しまして、この審議に当たって、とにかく継続にさせていただいて、皆さんお忙しいのはわかっているのですが、継続にさせていただいて、現地を見た上できちっと議論していただくという方法もあるわけです。ですから、そういう点も是非議長さんに御理解いただいて、諮るべきは諮っていただきたいと思います。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○近藤委員 今意見が二つに分かれていると思うのですが、既にこの件につきまして事前に配付されてある関係上、実際現地に行っている方もいると思うのです。そのようにこのことについて審議する上で事前に調査をしているということが前提で我々はこちらに出席しているわけですから、そういった考え方からして現地を見なければわからないというようなことをやると、毎回いろんな事件について現地を見ることになる、この審議がすべてそういう審議になってしまうので、現地を見たということを前提に我々は審議しているということだと思いますので、是非中身の議論に入りたいと思います。

○議長（土井） どうでしょうか。

はい、どうぞ。

○神杉委員 今高橋委員の方から出た現地を見なさいというのも、ある意味でわからなくはないのですが、今まで野外で、覆いのないところで破碎処理がされていた、何がされていたという現況が、すべて今度建物の中に入って処理がされる、拡大はするけれども、日量が1,100 tという大変大きな量としていってしまうと。表で今までやっていたものがすべて中に入ってしまふ。ある意味では中で何をされているのかわからないと、見えないという不安もなくはないのですが、逆に環境に負荷を与えませんという、施設そのものがそこにあること自体がいけないのだという言い方になると、

その土地を別に十分用意をして、そこに移転してくださいというしかないのだけれども、覆いの中に入れて、周りに粉じんがいかない、臭いがない、車の量はこれだけいいけれども、それらに十分配慮をしていただくという付記をつけて許可をしていくという方向で進めるしかないような気がいたしておりますが、環境に周りの方々が反対していることがすべてもっともだという観点から言えば、高橋さんのおっしゃるとおりですが、全体、中間処理をする、破碎処理をする、あるいは再利用するためにコンクリート片を壊す、これはどこでもやらざるを得ない現況で、これがこの場所でなければいいのだけれどもというのは、その地域の皆さんの意見なのです。うちの方にも中間処理をする■■■■■という会社があるのですが、それが近隣200m以内の住民すべての許可をとってきなさいという、これは絶対に難しい話なのです。100%が賛成するなんてあり得ない。ただ、全体を考えてこのぐらいいはいたし方あるまいというやり方でやっている。例えば土のついた車が表に出てくる、あるいは残滓をこぼしていく、これらでもって大変近隣の人が迷惑をするということがない限り、そんなに神経をとがらせて、何が何でもだめなのだという言い方は大変酷な言い方だと思うのです。また、反対されている方は、その本当の近隣の方なのかというと、聞くところによるとちょっと疑問が残る、大変その場所からは離れた方々が運動をされているというのがあるのです。見てからしましょうということは、今まで県の方々の御指導もあったり、あるいは役所の、一番近い、当該市である三芳町がいいですよということで、何ら支障がないよという判断を下しているのです、この場においてそれがだめなのだということの、そのもとになるものがさしてないような気がいたします。

私は、だから環境に、皆さんに御迷惑にならないように事業を進めてくださいという指導をしていくのが正しいのかなと思います。

○議長（土井） 審議に少し入り込んだような御発言でしたが、まだ今の段階は審議に入っているわけではなくて、要するに審議に入る前に現地を見る進め方と、一つ一つ現地を見ているということが、この都市計画審議会の従来のやり方ではないという考え方で、現地を見なくても審議できるのではないかと御意見が二つに分かれているということです。その前提で高橋委員から御質問があった中で、この案件は、この施設の敷地の位置について都市計画上支障がないかどうかというのを都市計画審議会としては判断するということがございます。ただ、さっきおっしゃったように県の非常に重要な施策として特別緑地保全地区ですが、あるいはくぬぎ山地区の、そういう県の方針、環境や緑地を守っていくという大きな方針と都市計画の方針を今どうすり合わせるかということの説明が事務局の方から十分でなかったのではないかと。その辺ちょっと難しいところなのですが、都市計画法上何とでも、すべての問題と調整するということでもありませんので、その辺の判断を審議会ですなければいけないのですが、その前段の特別緑地保全とかくぬぎ山地区の県の政策ですが、それと都市計画との関係について何か事務局としては、この審議会として聞いておかなければいけないことはありますか。

何か事務局の方からちょっと休憩してくれという意見がありましたので、ちょっとこの審議どう進めるか、まずその前段の処理をどうするかということについて、少し休憩していろいろ御相談していただきたいと思います。

10分か15分、ちょっと前半のいろいろな議題で時間が長引いておりますので、そういうこともありまして、ではここでちょっと休憩をして、15分くらいでいいですか。10分くらい…。では10分休憩します。それから再開したいと思います。

休 憩 午後 4時00分

再 開 午後 4時12分

○議長（土井） それでは再開いたします。

先ほど高橋委員が問題提起されて、現地調査をするべきだという意見と、都市計画の審議としては現地調査をしないでも十分今日までの経過で判断できる材料を各委員が持っているのだという意見と、両方あったわけですが、先ほどの高橋委員の御質問、問題の提起された中で、今出ている図面、この特別緑地保全地区の予定とか、あるいはその周りの赤い点線と敷地との関係について、これを都市計画上どう判断するかということについて十分説明がなかったという御発言があって、この環境保全とか緑地の問題と都市計画をどうすり合わせたらいいかということについて、もう少し事務的な話をしていただきたいということです。

○幹事（建築指導課長） はい、お答えいたします。

先ほど冒頭の説明でも申し上げましたけれども、都市計画上の支障の有無について五つの観点で調査をしているわけです。それは都市計画などとの整合性、敷地周辺の土地利用状況、周辺住民との合意形成、搬入路の状況、他法令等との整合ということで見ているわけですが、その中の敷地の位置について優良な自然環境を保全する必要がある区域には設けないというような方針を持っておりまして、では、優良な自然環境を保全する必要がある区域というのは何かということですが、私どもとして判断しているのは、自然公園区域、それから自然保全区域、近郊緑地保全区域、緑地保全区域、風致地区でございます。この地区につきましては、画面にありますように緑色に塗った区域を特別緑地保全地区というふうに指定する予定になっておりますが、まだ、都市計画的な決定はされておらないわけですが、その予定でございます。緑色から外れた点線で囲われた区域はいわゆるくぬぎ山ということで、将来的に緑を保全していこうという区域ではございますが、現在のところ、この緑色のところも、点線で囲われた部分も、先ほど申し上げました優良な自然環境を保全する必要がある区域として私どもが想定してある区域には該当していないわけです。ただし、緑色で塗ってある区域については1年とか、そのぐらいのスパンで特別緑地保全地区に指定される予定であるということです。ただ、自然保護の観点からいたしますと、既に開発されている区域について、樹林地を新たに食っていくような計画については困るけれども、それ以外については

支障はないというふうにみどり自然課の方からは聞いておりまして、これは県議会での知事の答弁でもそのようなことをお答えしているわけですけれども、計画そのものが既に開発許可を受けて、現在もう既に建物がある区域の中での出来事でございます、周辺の樹林地に開発するものではなくて、現在指定を予定している特別緑地保全地区の範囲にも含まれていないということで、支障がないというふうに考えております。

もう一つ付け加えさせていただきますと、1.5倍の範囲であれば許可がなくても増設できるというふうに冒頭の説明で申し上げましたけれども、現在の機械がある場所に増設するのであれば可能なわけですし、そういうようなことになるよりも建物の中に移して、増設した方がいいというふうに考えております。

以上です。

○議長（土井） 都市計画上の判断をほかの法令なり、ほかの環境の方針とどう整合させるかということなのですが、審議会でそれを恣意的に判断するというわけにもいきませんので、今どういう関係になっているかということをも十分説明がなかったということもありましたのでお聞きしたのですが、それで審議の進め方ですが、いかがでしょう。きょう説明していただいた資料に基づいて意見とか、質問をいただいて、最終的にそれをどうするかという判断の中で、本当に現地視察が必要だということであれば、そういうケースもあり得ると思いますけれども、この審議を一旦ここで停止するというか、入る前に現地視察するということについては、ちょっと今までの審議会の例でもないことですし、従来の審議のやり方としては、既に配付された資料に基づいて各委員がそれなりの判断をしておられるはずだということでもありますので、このまま審議に入りたいと思いますが。

高橋委員。

○高橋委員 今のお話ですと、審議の過程で視察、現地を見る必要があれば、その時点で考えましようということであるというふうに理解すれば、私も審議に入ってもいいと思います。

○議長（土井） いかがですか。

神谷委員。

○神谷委員 審議に入るかどうかという前提を言っているわけですけれども、仮に今事務局の方から、行政の専門の方から都市計画の上に立った、法律論なんですけれども、これらからするとそうした問題はないのではないかとというのが多分この委員の皆さんも承知の上だというふうに思います。しかしながら、いわゆるあの地域の過去の経緯から今日に至って、果たしてそこにこの産廃の、変わったといえども碎石を含めたこういう形を、さらに拡大の状況の中でしていった方がいいのかどうかと。これらが一番、この議案については、ですからある面では都市計の今までの一点を審議するのと若干状況が違うのではないかなという感じがいたします。そこで非常に今の休憩のときにも頭を痛めたわけなんですけれども、いわゆる最終的にはあそこで、今日初めて私らも見ました、いろいろと要望書等も含めて。どういう事業でも反対はあるでしょうけれども、やはり事業者と周辺地域の皆

さんとある程度合意というか、良好な関係の上にしていかれる手だてではないのかなと、こんな思いもいたすわけで、そういうことを踏まえて、今高橋委員の方は現場を確認してもらいたいという声なのかわかりませんが、事務局からの説明を聞けば何ら問題ないのではないのという感じもいたしますけれども、非常にそういう問題でまいております。

○議長（土井） それでは、審議に入りたいと思いますが、先ほどからの事務局の説明とそれからこれまでの各委員の御発言のいろんなやりとりを含めて審議の対象にしたいと思いますが、何か御質問、御意見がございましたら、それぞれ御発言いただきたいと思います。

○大山委員 再度、議事に入るといふことで質問させていただきます。

今回の改築、また増築の中で環境対策、先ほど来議論がありますけれども、どの程度現況から改善を見込めるのか、それが1点です。それは防じん、または防音、またほかの搬入等に対する対策も含めてです。それが1点と、それから先ほど来御説明がありますように、もしもここで許可が出たといった場合に、1.5倍というのは今度は申請なしにできるという形ですね、機械とか、そういったものを申請しなくても増量できると、規模を。その部分の見込みを、あるのか。いやこれが最後ですよと、ここの中で私たちは一応申請をしていくのだという話になっているのか、その辺をお聞きしたいと。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○幹事（建築指導課長） まず、環境対策というけれども、効果はどのくらいあるかというお話でございますが、大変申しわけございませんけれども、数値的な測定はしておりません。ただ、現地、私どもも確認しておりますけれども、外に野積みになっているチップが建物の中に入るとか、砂を積んであるところが建物に入るとか、それからほとんど外と通々になっているような機械が完全な屋内に入っていくということで、周りへの影響が少なくなるので、今周りに高い塀がぐるっとめぐらされているのですけれども、その塀を撤去していきたいという意思を持っているようです。ですから、建物が見えてくるということになります。

それと、当然これ周りへの影響についてはそういうことで、これは審議すべきことでないかもしれませんが、当然工場の中の環境というのはよくなるというふうに考えます。

それから、1.5倍まで許可不要というけれども、拡張の予定はないかということで、まず御質問の趣旨が周りへの、樹林地への拡張ということでしたら、これは事業者の方は周りの花木園ということで所有地もあるし、借地の土地も持っているようですけれども、緩衝帯として花木園ということで管理をして、そこに拡張するというつもりはないという文書をいただいております。

それから、処理能力を増加させる予定はないかということでございますけれども、これについてはもともとあった基準値という、法律が適用が始まったときが平成13年ですが、13年にあったときの1.5倍には今回増やしていないので、1.5倍までは認めたいというふうに思うのですけれども、一般的に言えば許可を今回した内容にさらに1.5倍ふやせることになってしまうのです。それについ

ては許可の時点でさせないようにできる規定がございますので、建築基準法51条の2項（建築基準法施行令第130条の2の3 第2項）というところにそういう規定がございますので、基準時のときの1.5倍までしか増やせないというような縛りを加えたいというふうに思っております。

○議長（土井） どうぞ。

○大山委員 今の御説明ですと現状を維持、この新しい申請の基準値、能力、規模というのを最低限の、最高、マックスとする、仮に許可が出れば、そういう了解でいいということですね。建て屋、また中の能力等につきまして。

○幹事（建築指導課長） 若干説明不足があったと思うのですが、建て屋を樹林地の方にふやしていくという計画はありませんという文書をいただいておりますけれども、機械の能力を、例えば機械を取りかえると行ったときに若干増えるとかといった場合に、平成13年の法改正になったときの1.5倍までに今回至りませんので、その分については認めるという形にしたいというふうに思います。

○大山委員 1.5倍を認めるということでさらに1.5倍ということはあり得る。

○幹事（建築指導課長） 1.5倍のさらに1.5倍ということは阻止したいというふうに思います。

○議長（土井） ほかに。はい、どうぞ。

○高橋委員 幾つか質問をさせていただきたいのですが、今の関連から、私は今の答弁では明確になっていないというふうに、私は改めてお尋ねします。例えば木くず破碎112tが157tになります。112tの50%増しは160幾つになるはずです。ですから、この基準値はどこなのかということをお聞きしたいわけです。瓦れきは320tが466t、がれき類とかガラス、陶磁器くず、これは320tが339tになっていますが、今度どの数値が基準になるのかということをお聞きしませんが、今拡大したものを、そこから1.5ではないということはお聞きしたのですが、今許可されております基準値の1.5倍までは、これは今度は51条の許可なくできると、こういうふうに私どもは推測をしているのですが、このことについて言うならば、今回申請が出ている1日処理能力をさらに拡大することが可能なのです、1.5倍の範囲内で。というふうに私は理解するのですが、ちょっとこの辺はお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○幹事（建築指導課長） 基準時のトン数ですけれども、 、 、 というふうに、木くず、がれき、廃プラというふうにありますけれども、順番に言いますと、木くずについては基準時が112tございましたので、今回1.4倍になるわけでございます。それから、がれき類については320tございましたので、計画で339に増やすということですから1.06倍ですから、まだ余裕があるということになります。ということで、廃プラスチックは4.8が6というふうになるのですが、これはまた別の理由がございまして、5t以上になるということで新たな許可が必要になったという理由でございます。

○議長（土井） どうぞ。

○高橋委員 ということは、今回処理能力が拡大されたものが出ていますけれども、これを認めますと、いわゆる現在の処理能力の1.5倍ということになると、さらに拡大ということが可能になるわけです。今おっしゃったように112 tの1.5倍以内というと160何 tになると。320 tが339 tですから、これの1.5倍の範囲というとなんになりますか、450を超えるでしょう。ということで見ますと、明らかに今回出ている数値よりは、これを認めることによってさらに1.5倍の範囲内で拡大は可能ということになるわけです。ということは、私はこういう将来緑再生事業をやる中で、みすみす大きな負担を背負うことになるということは、この数値一つ見ても言えることなのです。そのことについてどうですか。

○議長（土井） どうぞ。

○幹事（建築指導課長） もともとがいわゆる法律が適用になったとき、基準時といいますけれども、基準時のトン数から1.5倍までは増やせるわけです、その現地においては。ところが今、外へ出てしまうので許可が必要ということになっておりますので、同じ場所であれば許可なしで増やせるトン数までは認められるようにしたいというふうに考えております。

○議長（土井） はい。

○高橋委員 しつこいですが、ですから今回約1,100 tになると。これは今回申請がない部分も含めてですか、これを含めて約1,100 tとなるのですけれども、これがさらに拡大するということは十分にあるということで理解してよろしいですか。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○幹事（建築指導課長） 1,100 tといいますのは、今回の建築基準法51条の許可に絡めるものでないものも含まれているわけでございますけれども、建築基準法の51条に限って言いましてもまだ1.5倍までの余裕がありますので、機械を取りかえるということは可能になってまいります。

○議長（土井） どうぞ。

○高橋委員 今の点は理解をいたしました。ということで、さらに拡大はあり得るということで理解します。

それから、先ほど建築指導課長から説明のあった中で都市計画上支障がないということについて、確かにくぬぎ山自然再生基本計画、これは構想です。構想ですからまだ決定はいたしておりません。したがって、都市計画法上制約は受けないのだと、だから支障なしという、みどり自然課の方でも出したのだというふうに言いたいところなのでしょうけれども、私どもはこの自然再生基本方針というものが出されて、2段階方式で、将来展望でやるという、これは県が直接かと思ったら事務局だという、委員会でも言われたそうですけれども、県が十分にこのくぬぎ山地区の再生事業にかかわり、再生をしていこうということについてはあるわけですから、こういう構想についても、やっぱり建築基準法を管理するサイドからも十分にこの構想というものをやはり斟酌をしていかなければ

ばいけないというふうに私は思うのです。それは県が去る平成14年秩父方面で最終処分場の許可について不許可にしたということについて裁判がありました。裁判があったときにどういう県が主張をしていたかという、やはり既に総合計画等で決まっているものはもちろんのこと、構想等についても十分斟酌する必要があるのだと、こういうことを裁判でも主張していたのです、県が。という資料を私はいただいているのですけれども、そういうことを考えたら今回のこの関係について、構想については全然対象に値しないと、こういう判断なのかどうか。是非この点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（土井） どうぞ。

○幹事（建築指導課長） 私から答えが不十分でしたらみどり自然課の方で答えていただきたいと思いますけれども、まずグリーンに塗られた地区も、塗られていない地区も、まだ両方とも構想でございます。グリーンに塗られている地区は特別緑地保全地区を予定している。それ以外のところは予定していないという構想でございます。その構想を判断したということが一つと、それから基本構想と、特にこれ市町村になるわけですけれども、総合振興計画というのがございまして、その中では緑地を保全する自然環境保全ゾーンには含まれてはいないわけです、この地区が、三芳町の総合振興計画で。そういうようなことも判断に加えさせていただいています。

○幹事（みどり自然課副課長） みどり自然課でございます。建築指導課長さんがおっしゃったことの繰り返しになりますけれども、くぬぎ山地区152ha、確かにくぬぎ山地区ということで自然再生事業の対象にしていこうということにはなっておりますけれども、高橋委員がお持ちになっている基本方針にも、見ていただければございますように、まず117haの地区、これは今緑に塗ってある部分でございますけれども、まずその152haの中でも枢要な緑地を形成する部分についての、さらにその緑地の部分を保全していくと。県といたしましては、最終的にはというのはございますけれども、とりあえず、この117というものでかなり広大な面積でございますので、まずその中の緑を守ることから着手していきましょと、そういうことで考えております。そういう中で改変されたと申しますか、そういう土地につきましては、地権者の意向を踏まえて段階的に再生を行っていくというのが基本的な考え方でございます。それが基本方針に書いてあることございまして、今回の事業者の計画につきましては、その117haの外でありますということと、今回敷地が拡大して、既存の樹林地を壊すものではないということから、保全再生に当たって支障がないというのが県としての考え方でございます。

○議長（土井） はい。

○高橋委員 今みどり自然課から御説明いただきましたけれども、特別緑地保全地区と近郊緑地保全区域と分けた理由は、では何なのかと。私も若干前もって聞いていますから、緑地率6割以上のところを特別緑地保全地区にしると、それ以下のところを第2弾の近郊緑地保全区域にするということとを伺っているのですけれども、であるならば、私は何であえて将来的な取り組みということで、

いわゆる今赤線ですけれども、緑に塗ってないところを将来はやるのだというあいまいな方針を出すのかと、こういうことが非常に疑問に感ずるのです。それは将来だよと、将来であろうけれども、地域の皆さんや多くの皆さんは、ここも将来は保全区域になるのだよということからすれば、誰だって将来に負担をかさむようなことはやめてほしいというのが、私は自然であろうというふうに思うわけです。ですから、私はこの赤線で囲ったところと、緑で塗ったところの違い、これが十分説明できないのではないですか、ということと、赤線の中で、あるいは緑の中でも、さらに幾つか現在の施設があるというふうにも聞いています。あの地域の中で全部で10カ所、10社ちょっとあるそうですが、こういう今の段階で、赤線の中だけでも、緑ではないよと、緑の中にも部分的に、3カ所ぐらい薄黄緑で塗ってあるのですけれども、こういうところがあるということは、将来ということで、いつのことかわからないということになれば、この地域に今現存する施設も今回の施設の許可に即して、さらに拡大し得ることが十分に予想されるわけです。今回認めれば、後続いて出てくることも十分考えられます。そういうことを考えたら、皆さんは法律に基づいて、法に適合すればということかもしれませんが、私ども都市計画審議会の委員としては法律だけではないです。将来のまちづくりのためにはやはりできるだけ負荷を小さく、負担を小さくする、これが今からとるべき態度ではないでしょうか。これがみどり自然課のあいまいなところだと、私は非常に指摘しておきます。そういうことについてはどうお答えになりますか。

○議長（土井） ちょっとよろしいですか。都市計画的な審議の内容に戻りたいと思うのですけれども、ほかの方もいろいろ意見があるようですので、できるだけ手短にお願いをしたいと思うのですけれども。

○高橋委員 済みません。どうも、勝手に一問一答でやっているの、皆さんに御迷惑かけて申しわけないのですが、それでは幾つかまとめて申し上げますか。やっぱりこの問題について非常に問題が大きいという……

○議長（土井） 御意見を言っていただければ。

○高橋委員 今みどり自然課の許可することと、自然保全の絡みについてお尋ねしたわけですが、そのことについてひとつお答えいただければと思います。

○議長（土井） ちょっと、そのやりとりはもう一応中断して、都市計画審議会としての御意見を言っていただければと思うのですが。

○高橋委員 ちょっとまだ幾つか確認をさせていただいた上でないと、結論的な意見というには到達し得ないのですけれども、もう少しその辺ではお時間をいただきたいと思います。

○議長（土井） では、どうぞ。できるだけ手短にお願いします。

○高橋委員 今申し上げたのは、今回これがいわゆる近郊緑地保全区域だから、これは後の、いわゆる第2弾のところだからということでの見解が示された。そうすると、それがこの後、第2、第3の、この地域に存在する施設が第2、第3の申請が出てくる、いわゆる糸口になってしまうという

心配が非常にあるわけです。ですから、ここは大事なところなのだとすることを私は申し上げたいわけです。ですから、その点について、いや、そんなことはないよと。あるかないかわかりませんが、申請する人がここにいるわけではないですから。そういう懸念があるということを今申し上げておきたいと思います。

あと、狭山市長からの意見があるのですけれども、好ましくないと、この地域だから好ましくないと、こういう意見が出ているのですけれども、そのことについては御承知のようでも、結果的にはその意見が取り入れられなかったというふうに私は思うのですけれども、どういう見解でしょうか。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○幹事（建築指導課長） 市からの意見が取り入れられなかった理由というお話でございますけれども、まずは主としましては三芳町が地元町でございますので、地元町の意見を第一に考えております。三芳町からは都市計画上支障がないという意見があります。それから、総合振興計画においても、先ほど申し上げましたような緑地保全の地区には該当しておりません。そういうようなことを勘案したのと、それから狭山市長からの意見、ずっとたくさん書いてありますけれども、一番上のところに都市計画上の意見は特段ありません。ただし、こういう意見を添えさせていただきますというような書き方でもって先ほどの意見がございまして、それについては全く無視するというのではなくて、配慮しているというふうに私は考えているわけです。

○議長（土井） よろしいでしょうか。

ほかの委員の方、はい、どうぞ。

○塩野委員 高橋委員さんからの御指摘がありましたけれども、この審議会の性格上、先ほど説明がありましたようにこの51条で支障があるのかどうかというところが最大のポイントだと思っておりますので、そこに絞った議論、そこが判断のやはり基準になるのだらうと私自身は考えます。当然くぬぎ山地区というのは都市近郊における貴重な自然が数多く残されているところという認識は、私も同じように持っておりますし、心情的にはその自然を後世にともかく残したいというのは高橋委員さんと同じ思いでありますけれども、この議案として上がってきている案件につきましては、既に開発許可も出ているという部分、また敷地内での開発であるということ、また地元市町からも、特に全くの地元の三芳から支障はないという意見も出ております。また、周辺への環境の配慮ということもなされているということでもありますので、その辺をしっかりと見ていく必要があるのかなというふうに私は考えております。

その上で、先ほど設備の1.5倍の範囲内云々という議論がありましたけれども、さっきの答弁はまさに法律ではそうなっていますよと、1.5倍までは許可できますという話だらうというふうに思っています。それをもってこれからさらにここで許可された後、またさらなる増強がされるのではないかという懸念が委員さんからも指摘されているということは、これはきちんと当該事業者等に伝え

て、もうここに書いてある以上はもう増強しないというぐらいのことは求めてもいいのではないかというふうに思うのですけれども、それについて、私の意見ですけれども、意見として申し上げさせていたきたいと思います。

○議長（土井） ほかの委員の方、いかがでしょうか。

質問でも、意見でもどうぞ、結構です。

○高橋委員 先ほどもちょっと言ったのですが、どうしても私、答弁いたしたいのですが、それは先ほども言ったように赤いところ、赤い線の枠で、現在申請地が許可されると、あの中にまだ10社ぐらいあるのです、こういう関係施設が。この施設が堰を切ったように出るのではないかと、こういう心配は私だけではないと思うのです。ですから、そういうものに対してはどう対応していくのかと。この件は今回出して、通してほしいということで出したのでしょうけれども、この後出てくるものはどうなのですかと。そうやったら元も子もというか、もとのもくあみというか、これからずうっと続いてしまいますよ。本当もう県の行政に歯どめきかなくなりますよ。私はこのことが今回法律で、いわゆる施設の拡大、移設、関係するところに移設するから51条ただし書きの許可を求めてきたのだという理解しています。しかし、これから出てくるものについて、これが先例になってしまうのです。そうしたら県の行政はいわゆる建築サイドとみどり自然課の事業の取り組みと、どうなのですか、同じ県ではないですか。この辺で本当の将来のまちづくり、緑再生、このことを考えたときには、もっともときちっと意見を整理してやるべきだと。みどり自然課は本当にやる気があるのかということを含めて私はお答えをいたしたいと思います。

○幹事（建築指導課長） まず、私の方からお答えさせていただきますけれども、当然県庁の中ではみどり自然課とも十分調整をして判断をしております。もう一つ、ほかにどんどん同じような申請が出てくるのではないかというお話でございますけれども、こういうようなものについてはかなり年数をかけて事前の打ち合わせとか起こるわけですが、ほかからは今のところ一切そういう話は来ておりません。

○議長（土井） ほかに。

はい、どうぞ。

○高橋委員 私は、まだ幾つも質問、確認をしたい点があるのですけれども、大分時間も経過しているし、私一人でやっているということにもならないわけですから、ぜひこれは各委員の皆さんに聞いてほしい。この許可すべきかどうかということについて、原稿3枚ちょっとありますけれども、読み上げまして、皆さんの御判断をいたしたいと。

○議長（土井） できるだけ手短にお願いします。

○高橋委員 私は、許可すべきでないとする反対の意見を申し上げます。

本件につきましては、都市計画上支障があると判断いたしております。したがって、反対の意見ということになります。初めに、本件申請者の事業拡張経過をどうしても申し述べたいと思います。

昭和50年9月に産廃収集運搬業の許可を取得し、昭和55年5月から三芳町の現在地に移転し、事業を開始しております。以後産廃中間処理業の焼却、木材チップ工場、廃コンプラントの開発許可を次々と取得しました。さらに、平成13年2月には瓦れき類破碎施設、木くず破碎施設が廃棄物処理施設としてみなし許可を得まして、8,724.71㎡の敷地を確保するに至っております。こういうふう
に事業を拡大してきております事業者でございます。そして、平成15年12月には倉庫と称して敷地
拡張の開発許可を取得しまして、2万2,661.14㎡に敷地を拡大をいたします。先ほどスライドで出
たとおりです。その後、さらに若干拡張しまして、今日の2万5,015.74㎡になっているわけござ
います。このように事業拡大を図ってきた事業者の本件申請地は、自然再生推進法に基づいて設置
されました「くぬぎ山地区自然再生協議会」において、平成17年3月に策定したくぬぎ山地区自然
再生全体構想の152haの中にあります。しかし、当面の取り組み区域として枢要な緑地を形成する
特別緑地保全地区117haには含まれておらず、近郊緑地保全区域とされております。この近郊緑地
保全区域とは、本件申請者と同種の事業者が十数社あると聞いております。自然緑地として再生管
理するためには相当の経費と多くの問題が予想されることから第2段階の取り組み区域にされたも
のと私なりに想像いたしております。しかし、将来構想区域内とする近郊緑地保全区域といえども、
くぬぎ山地区自然再生全体構想計画区域内であります。6月23日付でくぬぎ山地区自然再生協議会
の3名の方から提出されて、今日も提出されたところでございますが、要望書がありまして、協議
会が定めたくぬぎ山地区自然再生全体構想及び平成18年6月4日の第8回協議会で確認された基本
的な考え方にそぐわないものであること、さらに同じ協議会に提出された埼玉県のかぬぎ山地区の
自然再生基本方針にもなじまないものであり、本案件はくぬぎ山地区自然再生計画に大きな支障を
生じさせていることが十二分に予想されるからであります。既存施設の範囲内であれば継続も当面
はやむを得ないと思います。しかし、本件申請の今日までの事業拡大の経過、とりわけ現在1日888t
の処理能力を有するまでになし崩し的に事業拡大を図ってきたものを、さらに日量約1100tに処理
能力をアップすることを認めることは、本件の自然再生事業並びにくぬぎ山地区自然再生協議会が
目指す自然再生事業に大きな負担をみすみす背負うことがあるからであります。さらに、先ほど質
問の中で明らかになりましたように883tの処理能力が1.5倍の範囲内で、中身によって若干違うと
いうことはわかりましたけれども、概略その1.5倍までは拡大可能だということも先ほど答弁で
明らかになりました。ということで、今日示されている事業拡大、処理能力はさらに大きく膨らむ
ということは明々白々でございます。こういうことを考えると県の自然再生事業担当部の取り組み
姿勢を疑わざるを得ません。本件申請を認めるならば、先ほども主張しましたけれども、今後近郊
緑地保全区域で事業を行っている他の事業者から出されるであろう事業拡大申請を断ることができ
なくなってしまう。本件申請は、このような今後の他の事業者に対する自然再生事業に協力を
お願いする意味合いも込めて、最低限として既存施設は私も認めます。暴論は申し上げます。現
在の施設、現在の処理能力で、その中でやっていただいて、将来的には他に移転していただくとい

うことを県の基本方針に据えていただきまして、この自然再生事業が円滑に進むように私は取り組んでいていただきたい。こんな思いを込めて申し上げているところでございまして、今回のこの許可に当たりましては断固としてやっぱり認めるわけにはいかないということを、私は申し上げたいと思います。

狭山市長の意見、あるいはいろいろと出ております、所沢市長の意見でも、無条件でいいということにはなっていないと私どもは理解をいたしております。多くの周辺の皆さんが反対をしている反対の理由は、七つも八つもあります。しかし、私は今回あえて、都市計画審議会の中ですから都市計画、将来の埼玉県のみちづくり、くぬぎ山の再生事業の件とあわせて今回の許可することがどれほど将来埼玉県の大きな重荷になっていくかということを私は強調いたしまして、他の委員の皆さんにもこういうことについては、法律は法律の考え方でありましようけれども、私ども都市計画審議会の委員というのは法律だけではないはずで、将来の都市計画、みちづくりについてどうあるべきかということをもっと大所高所で考えていただいて、将来に負担の少ない、こういった取り組みをぜひお願いしたいということから、今回私のこの反対の意見を申し上げたいと存じます。

以上です。

○議長（土井） ありがとうございます。

一応今回の敷地の位置について都市計画上支障があるという御意見でございましたが、ほかの委員の方は、何人かやむを得ないのではないかという御意見もあったようでございますが、どういたしましょうか。何か議論を確認するために現場を見なければいけないというようなことで全体としてはないように思うのですが、もしほかに御意見があれば。

○神杉委員 高橋さんが今大変熱弁を振るわれたのですけれども、現地へ見に行った場合に、それについて歩いて、監視をされてというようなことではなくて、近隣の皆さんも見せていただけませんかというふうにならぬ中にお見えになったときに、ああ、どうぞ入ってください、結構ですよと、危なくないように見てくださいねというぐらいの感覚になっていただければ、皆さんが感情論で反対をするというのはないと思うし、全体を考えた場合に、これなら安心だということになればいいのだと思うのです。その向こう側、事業者の姿勢が何かいけないように感じられるので、実際に寄居にございます終末処理場なんかのようにきちとした形で、危険がないのだよというものが確認されるような施設に行政指導というのをしていただける、行政指導ができれば、何が何でもそこで拡張してはならないという論理には当たらないと、まして当該市である三芳町がいいと言っているのに、周りの市がとやかく言っているというのも、あえてだめだという話ではない。そういう御意見の中でそこだけ一点を考えていくと大変そういうことになるのは、これからそういう全体を考えた中で、あえてこれをだめなのだということは言い切れないような部分が多々あるように私自身は思います。ですから、事業者の姿勢が、皆さんどうぞ入っていただいて結構ですよ、見てくださいよというようなふうに変っていくということでしょう。塀を取り払いますよという方向に持っていく

いのだということです。それが本来の姿であると。要するに自由に入れますよと、安心して見ていただけますよということになっていただければ、何らそういう意味では、この場所をどこかに移転してくださいということまでは、私どもが指導するというか、申し上げることにはならないと、今まで法にのっとりきちっと許可されてきたものなのだから、それを覆すというのは大変難しいと思うのです。私はそう思います。

○議長（土井） 会場の時間のこともありますので、速やかに審議を進めなければいけないのですが、支障ありという意見があったわけですから、最終的には採決をしたいと思うのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

はい。

○神谷委員 大変に議論も伯仲している中ですが、いわゆるこれだけ反対を含めているような角度から要望をされているというのは、やはり事業主さんの方に多少今までの長い、あそこで産業廃棄物処理にかかわる業務をしている中で、やはり大変な不信を抱いてこられ、そういう状況が積み重なってきたのではないかなと、こういうふうに思います。今回の議案については、先ほど来事務局の方から多々説明がありますけれども、やはり今もお話あったように事業主があな地域を、我々が心配しているような角度からも対応しつつ、廃棄物にかかわる処理事業を現状の中で現代的に進めていくのだと、こういう姿勢が出れば、そんなに大きな問題はなくなってくるような気がいたします。そういう点から今回、会長、もしあれだったら少し時間をとったらいかがですか。いかがですかというのは、継続にして、次回のところで、その間事務局を含めて事業主の方にもしっかりとそうした状況を、状況というか、話をしてあげれば、地域の住民の方々もそれなりに理解は示してこられるのではないかなと、こんなふうに思います。

○議長（土井） 継続にしたらどうかという御意見ですが。ほかの委員の方はいかがでしょうか。

私が採決したらどうかと申し上げたのですが、ちょっと時期尚早であるという、そういう御意見です。次回といういつになるのですか、これは。次回がいつかということと、もし次回になるとすれば何か不都合が生じるかどうかということについてちょっとお尋ねしたいと思います。

○幹事（都市計画課長） 次回の都計審の予定でございますが、通例ですと10月を予定をさせていただいております。

○議長（土井） 今日の結論は、次回にすることで特に不都合は何かありますか。

○幹事（建築指導課長） 当然事業者としては、かなり以前から許可について相談がございまして、ここまで来ているわけございまして、事業者の事業計画を考えると、非常に大変かなという気がいたします。

○議長（土井） 都市計画審議会としてきょう採決しないで継続するというのであれば、どういうことで継続するかというそれ自身も審議会としては問われるわけですから、ただ現実の都市計画では、実際に法律に定まっていないことで、要するに大所高所からこれの方が大事だというような、

少し高度な判断をするときはこっちもよっぽど覚悟しなければいけないですから、そこは審議会の皆さんもよく慎重に判断していただきたいのですが。

○神杉委員 審議会からの意見書的なものとして文書をお渡しする、というようなこともできなくはないです。

○高橋委員 いいんです、慎重審議で継続ということで、それは十分我々の立場も理解してもらえるわけだから。本当に慎重に考えた方がいいと思いますよ。

○議長（土井） 基本的に先ほどからの意見を少し、ちょっと私もいろいろ不手際でちょっと議事を延ばしてしまって恐縮ですが、一つは自然を守る、保全する県全体の方針ともうちょっと調整できないかという話が1点ありました。ただ、それは実際に法律上まだ確定したものではないという。そういうものを都市計画審議会として判断の根拠にし得るかどうかという問題が実はあるわけですが。もう一つは、先ほど出ている従来の地元のいきさつの中で、産業廃棄物を担当している業者側のいろいろやりとりの中で、ちょっと十分納得しにくい状況があったのではないかという、そういうことですが、それはしかしどうやって改善する、どうやって改善するというか、県の方としてよく指導をしてほしいという話だったのですが、そういう2点です。そういう含みをもうちょっと見きわめたいということで。それでは、そういう意見も、大分強い意見も出ましたので、本審議会としては継続にするということにしてよろしいでしょうか。これは継続に、そこが難しいところなのですけれども。

ちょっと委員の方々に少しこういう場合のおさめ方について御相談していただけますか。3分ほど。

休 憩 午後 5時12分

再 開 午後 5時15分

○議長（土井） 済みません。ちょっと会場の時間が過ぎておりますので、再開したいと思いますが、継続審議にするかどうかということで、ちょっと今休会をして御相談していただいているところですが、もう一度、先ほど私申し上げたように継続審議する一つの論点というのは二つあって、一つは自然保護の県の方針にちょっとまだ十分でない、これから先どんどん出てくる可能性が、心配が抜けないという点と、もう一つは、業者側に十分な指導がまだできていないのではないかという点なのですが。ちょっとその点もう一度確認して。

○幹事（建築指導課長） 1点目の、ほかにもたくさんこういう申請が出てくるのではないかと御心配につきましては、これは3カ月間さらに延ばして確認をしたとしても、これはわからないと思います。それともう一つの事業者側の態度がよろしくないのではないかとのお話でございますけれども、これ事業者は昔かなり周りからクレームがついたというふうには聞いておりますが、私のこれ印象ですが、かなり最近では改善していきまして、塀をとって、中の工場が見学できるような形にしていきたいというぐらいまでも申しておりますし、実際に今、周りに花木園というところは見

学できるようになっております。中は塀があって、むき出しの機械なんかいっぱいありますので、見学できる場所ではないのですが、見学コースを設けて、小中学生にも見学してもらうような、産業廃棄物の処理をしてリサイクルをするというのはこういう場所だということを見る場所にしたいということまで申しておりますので、その点はこれからも十分指導していきたいというふうに思います。

○幹事（都市整備副部長） 副部長の柴田でございます。今の課長の補足にはなりませんけれども、1点だけお話し申し上げます。

今日は都市計画審議会ということで、都市計画上の審査ということでいろいろお話をいただいているのですが、今の1点の51条のただし書きのところなのですが、先ほど来委員さんから質問がありまして、一つ確認できたことは、平成13年みなし許可のときの能力、その1.5倍までは、これ法律上認められているのです。そんなところが1点ありまして、さらにではそのものにつきまして、ではどのように今後進めていこうかということが一番大きなところだと思うのです。そんな中で、当然自然を守るということで先ほど来のお話でございますが、それも県としてやっていかなければいけない。ただ、自然を守るという中から、その調整をするということは今後しなければいけないのですが、ただ51条ただし書きの中だけでいきますと、先ほど来お話ありました、例えば今の処理能力内でもって、これからずっとやる行政指導もありますけれども、やらせるということについては、業者が行政指導を守らないで、例えば1.5倍までをやらせるというのは、ずっと継続にできるかということではありません。そんな中でもっていわゆる今回位置の決定でございますから、それからいたしますと、行政とすればそのものについて業者が当然そのものを進めるときは、そのものについてはやらざるを得ない、やっても支障がないということになりますから、ただその中でもって行政がどれだけの行政指導の中でもってできるかということでございますので、そんなところを審議会の中でもって、今審議いただきましたけれども、一応そのことだけ、どうも済みませんが、補足でございます。

○議長（土井） 3カ月前に延ばして、今の2点が解消できるかどうかということなのですが、もう既に県の方で自然保護については心配を払拭するように緑地の保全とか、そういうことをしっかりとやってもらいたいと、早急に地域指定とか、いろんな作業を進めてもらいたいということはあると思うのです。もう一つは、産廃業者の指導については少しずつ改善してきているということなのですが、引き続いてこれはやってもらうしかしようがないわけですが、それを3カ月後に見届けて、この審議会として意思の判定をするのか、いや、そういうことを県側に注文を出して、きょうの段階で、要するに継続審議にしないで採決できればしたいということもあると思うのです。3カ月前延ばしてどうなるかという話なのですが、ちょっと先ほど休会してそちらで……

○宮崎委員 私、現場の方へ視察に行った者なのです。現状の一番下の露出の部分が現状で処理している部分というふうに理解しているのです。いろんな観点から、そこで働いている従業員の人のこ

とも、ちょっとそういう視点でも見たのですが、外でやっている分には外へパアパアパアパア粉じん飛ぶわけで、中にこもれば外には飛ばない分だけ従業員がその分だけ防御のマスクをしなければいけないのかなと、そんな観点もちょっと見させてもらったのですが、総体的には部屋の中ということなのです。そういったことからしますと、ここで論議していることが現場サイドへ行くと違うぞというような私は観点で見させてもらいました。総体的に粉じんがどこから集じんをして、外へエアとして出すというようなシステムかどうか、そこまで質問はしなかったのですが、こういった部屋の中で破碎したり、細かくチップにしたりという作業をしているなど。露出であれば当然その作業は吹っ飛ぶので、水をかけながらやっているのだろうと思うのですが、そういった観点から見ました。また、先ほど副部長からもお話があったように、今現在でも1.5倍を増やそうと思えば増えてしまいます。それも移転をしてやっていくことで1.5倍の能力を持たせるという話も今聞いているわけなので、いずれにしても両方も、環境は環境なので、建築廃材をチップにして、それをリサイクルすることも環境のことなので、あとはもう皆さん、もう高名な先生方ばかりなので、それぞれ判断はあると思うのですけれども、現場へ視察に行った者としてはそういう判断を生目の目で見ましたです。

○議長（土井） 先ほどそちらで相談されて、継続にすべきかどうかという議論なのです。もう今日採決してしまってもいいでしょうか。先ほどの2点、県の方に相当注文をつけるということで、支障ありという御意見もありましたので、今日一応いろいろ議論が出たと思いますので、採決をしたいと思うのです。ちょっと休憩中にいろいろ御相談していただいたと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

○大山委員 いろいろ御意見種々出たのですけれども、やはり51条の問題を含めて当審議会として採決する際には、環境問題とか、県のみどり自然課、また建築指導課の当該解釈の、環境改善、特に住民に対する環境改善という部分を踏まえた附帯決議が何かを採決する際にはつけさせていただければと思っております。それをつけていただければ採決というふうに私は。

○議長（土井） ということは、それをつければ支障はないという。

それでは、採決をしたいと思いますが、この議第4711号の「富士見都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」いろいろ各委員から御意見をいただきましたが、支障ありという意見がありますので、採決をしたいのですが、都市計画上支障があるとお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（土井） ありがとうございます。

支障がないと、支障がないというのは、先ほどの条件つきでということで、支障がないということでお考えの方は挙手をお願いしたいと思います。

○大山委員 議長、条件を提示していただきたいと思うのですけれども、そうでないと挙手がしにく

いと思うのです。例えば工場内の見学ができるとか、そういったことも先ほど御説明ありましたけれども、市民に対する情報の公開とか、そういったこともつけていただければ……

○議長（土井） 都市計画審議会としては附帯意見をつけて支障がないという答申をするということですが、その内容が確認できないと挙手できないという。内容は、この周辺地域の緑地環境、自然を守ることにについてという点が第1点です。

どうぞ。

○大山委員 1点は先ほど指導課長からも話がありましたように、まず工場内の見学公開、2点目は地域住民に対する不安の払拭と情報公開、3点目は環境に十分配慮して事業を遂行すること、それと規模拡大は控えると、51条の2項を守っていただくということでしょうか。

○議長（土井） どうぞ。

○幹事（建築指導課長） 十分受け入れられる内容だと思います。先ほど私、一つ間違えて答弁させていただきました。51条の2項ではなくて、51条を受けた政令の130条の2の3の第2項でございました。制限を設けることができるという。失礼しました。

○議長（土井） 済みませんけれども、大山委員、もう一度確認のためにおっしゃってください。

○大山委員 今の政令の……

○幹事（都市整備副部長） 私の方からよろしいでしょうか。政令130条の2の3第2項でございます。ここで確認なのですけれども、先ほど申し上げましたけれども、これは第51条ただし書きによる許可において制限を設けるということで、このものについては、先ほど申し上げたように平成13年のみなし許可ということでございますので、このものについては先ほど来議論になっておりますけれども、その当時、先ほど、正確な数字わかりませんが、830幾つについての、それ以上の1.5倍まではこれ法律上認められていますから、そこまで以上は許さないという条件になると思いますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員 そこまで行ってしまうのでしょうか。とめられないのでしょうか。

○幹事（都市整備副部長） そこまでは法律上どうしてもストップできないものなのです。

○大山委員 ただその部分で、法律上の部分の中で、私が提案させていただいた附帯決議の中で、現状の規模を守っていただく、要するに施設の大きさ、先ほど施設の拡張はないよと、ただ事業能力が、眺めると1.5倍まで行かなくて、4倍弱ぐらいの規模だろうと恐らく推察するのですけれども、それを1.5倍まで、あと0.1倍から0.2倍を拡張するとなると、また別の設備投資がかかると思うのですが、できればこの審議会として、私の方で提案させていただくのは、現状の処理能力を維持していただくということの決議で持っていただければありがたいなど。法律的にはそれは可能なのではけれども、審議会としてはそういう条件であつたらいいですよ。ここは法律論との難しいところ。

○高橋委員 提案されたトン数112t、それとも150幾つか……。

○塩野委員 ちょっと済みません。大山委員、済みません。ここの議案に載っている数字が限度という理解でよろしいですか。

○高橋委員 でも、今法律上はだめだというのだろう。できてしまっているのだろう。130条の2第2項。

○議長（土井） はい、どうぞ。

○幹事（建築指導課長） 大変恐縮なのですけれども、これ私どもの所管ではなくて、廃棄物処理法の関係で1割でしたら許可なくて増やすことができるという規定があるやにも聞いていますし、建築基準法上は許可した、増やしたもののさらに1.5倍までは許可は要らないということになりますので、それをどの程度制限するかということで、やはり先ほど申し上げましたような基準時のときの1.5倍までというふうに今私どもとして考えているわけなのでございますけれども。

○議長（土井） 最初の3点は何でしたっけ。もう一度確認したいのですが、最初の。

○大山委員 1点は、工場内の施設の見学、それから開放という部分です。それと地域住民に対する情報の公開、それから3点目が規模の拡大をしないと。建て屋はとにかく現状維持をしませんよという、先ほど説明ありましたけれども、処理能力は1.5倍ということもありますけれども、今回申請した部分でひとつお願いしたいと。これが当審議会としての意見だというふうに、もし皆さんの御了解が得られれば、1.5倍というお話し先ほど来ありますけれども、そこを何とか御理解いただければということをお願いしたいなと。

○議長（土井） 今の事業規模を今以上にするなという注文を都市計画審議会としてはなかなかしにくいですね。

○神杉委員 それは難しいですね。

○議長（土井） ちょっと私十分理解できないのだけれども、もう一度専門的に、そういうことが可能なかどうか。

○幹事（都市整備部副部長） 法律上は委員さんのおっしゃるようにむりやり1.5倍まで延ばすことができますから。ただ、今附帯意見ということでございますので、それを重く受けとめまして、今後とも指導に努めていくということで進めていきたいと思えます。

○議長（土井） 済みません。ちょっと会場に急がされたので、今の工場の見学、開放、それから住民に対する情報公開、3番目に事業規模の拡大の抑制ということです。この3点を都市計画審議会としては附帯意見としてつけて、今回の案件支障なしと、位置について都市計画法上支障ないという、そういうことで御賛成いただける方は挙手願いたいと思えます。

〔賛成者挙手〕

○小菅委員 議長、済みません。

議長（土井） はい、どうぞ。

小菅委員 条件を、環境は大丈夫だとか、そういうことではなくて、この議題、要するにいわゆる

4711号議案についての採択に賛成、反対でやったもらった方がいいと思うのですけれども。

○議長（土井） そのつもりなのです。附帯意見がないと賛成できないということなので。済みません、不手際で。こちらの委員の方々はどんなふうに。

○伊藤委員（代理人） 条件つきという、そういうふうに考えるのも理解はできるのですが、都市計画審議会としてそういう条件をつけることができるのだろうかという、例えば面積のこれ以上の規模拡大はしないことを望みますという、そういう話はやはり事業者が、いや、どうしても自分たちの経営上拡大したいと、法律の許される範囲で拡大したいのだというときに、いや、いや、いやというわけにはいかないではないかと。何か裁判ざたになれば当然ながら法律の範囲の中で許される話です。それを都市計画審議会です、いや、いや、それはあのとき条件つけたらうという話だとか、それをつける前というか、最初につける行為ができるのかどうかというところがまず。それから、開放する話も、審議会としてぜひ開放してくださいではなくて、地域住民だとか、そういう中で、話し合いの中で開放してもらうような格好での、業者としても何で我が方の中を見せなければいけないのだとかという考えあるわけです。それを無理やり我々で、開放しないとこれ許可しないぞみたいな話になるのではうまくない。ということから、私は無条件で、この場所が都市計画上いいのかどうかの判断だとすれば、既にあるところでもあるし、やむを得ないという、無条件での賛成というのでしょうか、そういうことで。

○議長（土井） ちょっと、条件ではないのです。条件ではない。これは知事さんに、審議会は都市計画上支障があるか、支障がないかという答申をするわけです。答申するときに、知事さんに附帯意見を申し上げるということなのです。条件で認めるとか、そういうことではない。

○伊藤委員（代理人） 附帯意見ですね。附帯意見なしでのものであれば賛成に手を挙げます。

○議長（土井） 附帯意見ありの答申というのものもあるわけです。

○幹事（都市計画課長） 過去の例を申し上げますと、都市計画審議会でご審議いただいた過程でいろんな御意見があれば、それを附帯意見としてつけた事例は過去にございます。

○細野委員 済みません。今のお話でそれは拘束力はあるのですか。

○幹事（都市計画課長） 基本的には都市計画審議会の御意見、判断をしたときの御意見ということで知事に答申をするという形になります。

○細野委員 拘束力はないというふうに判断していいのですか。

○幹事（都市計画課長） 附帯の御意見でございます。

○議長（土井） 知事さんがそれを尊重されるかどうかということですよ。

○細野委員 それはだから知事さんの方の判断で、皆さんの御意見だから話は聞きますよでいいのですか。

○幹事（都市計画課長） ですから、都市計画審議会でご審議をいただいた過程でこういう意見が出ましたということをお報告をさせていただいて、それを許可とか、いろいろ、承認だと

かというその次の作業がございます。そのときに相手に、審議の過程で附帯の御意見がありましたということをお願いということになります。

○議長（土井） 全体としては支障ありとされて拳手された方が1名いらっしゃって、残りの方はちょっと何か分かっているような感じなのですが、どうでしょうかね。附帯意見なしで、支障なしで採決してくれという御意見と、附帯意見、先ほど3点の附帯意見をつけて支障なしで答申したいという意見と二つ出ているわけですが、どうでしょうか。

○細野委員 先ほどの議員さんの方のお話では、ちょっとまだわからないのです、中身が。附帯意見の中身が。今こちらの先生がおっしゃられたような形で、例えば営業妨害だとか、いろんな問題が出てきた場合に、行政の方がそれに対応できるかどうかというような問題が出てきやすいかなというような心配が一つあるわけです。それで、私どもよくわかりませんが、その工場の云々という話ですけれども、工場の中を全部開放して皆さんに御覧になってくださいよというのは、場所だとか、いろんな意味で、工場の内容も含めると全部が全部公開することはできない場合もあります。ですから、そういう形を、今さっき先生がおっしゃられたような形で住民の方々が心配の種だというような形で、環境問題も含めて云々というようなことであれば、それはできるかもしれませんけれども、何もかも全部、工場を全部あけっひろげにして、皆さんどうぞ好きに工場の中を見てくださいというようなことは、これは経営者としてはちょっとできないかと思います。ですから、そういうものも含めた附帯決議をつけるということは、ちょっと私の方の立場としては無理があるのではないかなというふうな気がしています。

それからいま一つは、先ほどからお話を伺っておりますのですが、議員の先生方はやはり県民の皆さん方の考え方という形で皆さん方いろいろ御発言をいただいて、大変ありがたいお話を伺っておりますわけでございます。しかし、法律はある程度までは、先ほど行政のお話もされておりますけれども、このままこの審議会を通らなくても、今のお話ですと工場がやる気になればできてしまうのです。ですから、できる範囲内で、それではその先は歯どめをかけようではないかというような、そういう附帯決議であれば、それは賛成してもいいと思うのです。ですけれども、やることなすこと全部やらないとこれは通しませんよというようなことでありますと、今度は事業者の方から何か厄介な問題が出てくると、県の方の立場も、先ほど秩父の方で何かありましたようですけれども、それは県の方が勝ったというようなお話もありましたけれども、そんな形でありますから、附帯決議の内容もよく皆さんで検討していただかないと、これはちょっと難しいかなというようなのが私の意見です。

それで実際に、これはさっきの絵ですが、これからグリーンのところにも幾つか工場があるというような高橋委員さんのお話で、これが1回これを許可してしまうとなし崩しにどんどん後々が出てきてしまって困るよというようなお話、これも心配はもうもっともだと思いますし、ただそのときにこれからこのグリーンのところには、行政の方で網をかけますというようなお話がありました。

それで、もうこれ以降はできるだけ早くこうしたグリーンの大事なところは早く網かけをして、そういったものができるないようにしようではないかというような話があったかに私は聞いておるのですが、それはこれから皆さん方の方でできるだけ県の方をお願いをさせていただいて、この赤の点線ですか、ぐるっとくるんだところはそうした形で将来の県民のために残すのだというような施策を是非ひとつお願いできればなというように感じています。

ですから、附帯決議云々という、その附帯決議自身をよっぽど検討してつけませんと、後で厄介なことになるような気がしております。

○議長（土井） 再三会場の時間切れが来ているようなので、まとめたいと思うのですが、二つに割れてしまったのです。どうでしょうか。

○近藤委員 採決の仕方なのですけれども、一応このただし書きによる許可がするかどうかというのをまず諮ってもらって、それで附帯決議についてはその後に諮ってもらう形にしたらどうかと思うのです。先ほど議長は、反対の方の挙手を求めましたけれども、一応原案に対して賛成か反対かという形で先にやらしてもらわないとこんがらかってしまうので、最初にこの許可をするかどうかということを皆さんに諮ってもらって、その後で附帯決議については検討するかどうかという形でやればいいのではないかと思います。

○議長（土井） わかりました。ありがとうございます。

それでは、この原案につきまして、富士見都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について都市計画上支障がないというお考えの方は挙手をさせていただきたいと思います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土井） ありがとうございます。挙手多数ということでございますので、この都市計画上支障がないということで答申したいと思います。

○高橋委員 今採決の結果、結論が出されましたけれども、是非私が先ほども述べました反対の意見をぜひ留保していただきまして、答申のときに私の意見をまとめてひとつ会長から答申をしていただきたい、このことをお願いします。

○議長（土井） それはお一人の意見をくっつけて出すというわけにもいかないの、附帯意見をつけるという。

○高橋委員 ですから、留保していただきたいということなのです。少数意見といえども、こういう意見があったということの答申は、諮問された審議会が答申するに当たってはつけることは可能だと思っております。審議会条例や規則には書いてありませんが、一般的なルールでそれは可能だと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（土井） それでは、ちょっときょうはもう時間がありませんので、附帯意見の内容については、今の少数意見をつけるということにつきましても会長に一任していただくというところですが、それぞれの御意見をできるだけ事務局の方で把握していただきたいと思っております。

○高橋委員 ちょっともう一点だけ確認。議事録は全文筆記でなされているのですか。ちょっとお聞きします。審議会の議事録。

○幹事（都市計画課長） 審議会の議事録につきましては、個人情報を抜いたところが全文公開になります。全文公開という、原則公開でございます。

○議長（土井） それでは、最後にもう一つ案件がございます。「幸手都市計画事業野中土地区画整理事業の事業計画の変更に係る意見書の口頭陳述について」を議題に供します。

幹事の御説明をお願いします。

○幹事（市街地整備課長） それでは、御説明させていただきます。その他の案件、「幸手都市計画事業野中土地区画整理事業の事業計画の変更に係る意見書の口頭陳述について」御説明申し上げます。

本件は大利根町が施行する幸手都市計画事業野中土地区画整理事業の事業計画を変更するに当たり、事業計画の変更案を公衆の縦覧に供しましたところ、26通26名の方から口頭で意見陳述したい旨の意見書が提出されましたので、その実施方法についてあらかじめ御審議いただくものでございます。

次に、口頭陳述の実施方法についてでございますが、口頭陳述の実施案は、案の1、埼玉県都市計画審議会において直接聴聞する方法、案の2、埼玉県都市計画審議会の委員の数名で組織される常務委員会が聴聞する方法、案の3、埼玉県都市計画審議会の幹事が聴聞する方法でございます。今回口頭陳述の申し出のあった26名のうち22名の方につきましては、平成13年当初の事業計画を決定する際に「案の3」の方法で口頭陳述を実施しております。今回提出されました意見書では、「案の1」の当審議会での直接陳述を要望しております。このことから事務局といたしましては、今回2回目となりますので、今回に限り「案の1」の当審議会が直接聴聞する方法が最も適当であると考えております。ただし、この直接聴聞する場合の実施につきましては、口頭陳述の効率的な運営を考慮いたしまして、代表者3名以内で、陳述時間を1人5分以内として考えております。なお、代表者の選出がなされなかった場合は、従来の「案の3」、当審議会の幹事が聴聞する方法が適当と考えております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土井） ただいまの説明に関して御意見、御質問がございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○神杉委員 意見書は26通でしたっけ。26通26名の方から出ているというお話なのですが、内容的にはどんな、26人の方のいろんな意見があるのか否かということについてちょっとお尋ねをしたいのですが。

○議長（土井） どうぞ。

○幹事（市街地整備課長） 26通とも住所と名前が違うだけで、意見の内容はすべて同一の内容とな

っております。

○神杉委員 書いた方がどなたかいて、あと皆さんが住所、氏名を書かれたという、その26通というのは全部同じ意見なわけですね。

○幹事（市街地整備課長） はい、そうです。

○神杉委員 それだったら3名の方が口頭陳述をするというのも何かちょっと無駄なような気がするのです。同じ意見のはずですね。本来利害というのはそれぞれに違うわけだし、思いも違うわけですから、26人がいたら26通きちっと別々の思いがあるはずですよ。今回の出し方というのは何となく、自分の気持ちの中では取り上げていきたくはないなというのがあります。私自身も一つ区画整理の組合事業を扱っております、その中ではそんなようなやり方では意見書は出てきていないのです。26人いたら26人がそれぞれの思いで書いております。今回は26通同一の内容で口頭陳述をさせるというのだけれども、3人も果たして必要か否かです。まず、それをお考えいただきたいということ、それからもし3名どうしてもということで、それぞれが反対の意見をおっしゃるならば、そこで聞くだけではなくて、逆に執行者側、施行者側、要するに町長さんとか、あるいは建設の部長さんなりがお出になって、反対意見に対しての、「そうではないのですよと。」という反論がなければ、公平を欠くのではないのかなという思いがありますが、いかがでしょうか。

○幹事（市街地整備課長） これにつきましては審議会の方で決めていただければ結構だというふうに思っております。

○神杉委員 町長さんは審議会に出てこられるのですか。

○幹事（市街地整備課長） 参考人で来ていただきたいということで、会長さんの方から依頼をしますと出ていただけたらと思います。

○議長（土井） ほかにいかがでしょうか。

今事務局から提案があった、この「案の1」ということで進めてよろしいでしょうか。

○神杉委員 時間なのですけれども、1人どれぐらいというのを教えていただきたいと思っております。

○幹事（市街地整備課長） 今説明させていただきましたが、一応1人5分程度ということで考えております。

○神杉委員 参考人も5分ですか。

○幹事（市街地整備課長） 5分程度ということで。今お話がございましたように、仮に代表者1名が1人5分でやっていただいて、執行者からも1人5分ということでやっていただければ、時間的には5分、5分ということになります。

○神杉委員 1人でいいですか。

○幹事（市街地整備課長） 3人以内ということになっておりますので、今御意見がございました1人ということであれば、審議会で決めていただければ、そのようにさせていただきます。

○議長（土井） それでは、特にほかに御意見がなければ、この件につきまして、この意見書の口頭

陳述の方法について、この「案の1」ということで進めたいと思います。よろしいでしょうか。

○幹事（市街地整備課長） ただいま委員の方から「1人でいい。」というお話がございましたけれども、その件に関してはどのように考えればよろしいでしょうか。

○議長（土井） 3名以内ということで。ちょっと詳しい状況がわからないので、できれば神杉委員とも御相談して決めていただければいいと思います。

それでは、審議会としては「案の1」ということで決定したいと思います。

以上をもちまして本日の審議はすべて終了しました。

御決定いただいた審議事項につきましては、私が知事に速やかに答申いたします。御了承願います。

ちょっと今日は私の不手際でいろいろ議事が、進行が滞りまして申しわけございませんでした。どうもいろいろ御協力ありがとうございました。

それでは、これで終了いたします。

事務局 本日は委員の皆様方には、長時間にわたり熱心な御審議をいただきましてありがとうございました。

これにて、第197回埼玉県都市計画審議会を閉会とさせていただきます。皆様お疲れ様でございました。

午後5時58分 閉会